

五城目町
子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
五城目町

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1. 計画の趣旨 | 1 |
| (1) 計画の策定にあたって | 1 |
| (2) 子ども・子育て支援をめぐる国の動向 | 2 |
| (3) 子ども・子育て支援制度の概要 | 4 |
| (4) 幼児教育・保育無償化について | 7 |
| 2. 計画の位置づけ | 8 |
| 3. 計画の期間 | 8 |
| 4. 計画の策定方法 | 9 |
| (1) 五城目町子ども・子育て会議による協議 | 9 |
| (2) 庁内関係課による協議 | 9 |
| (3) ニーズ調査の実施 | 9 |
| (4) 県や近隣市町村との連携 | 9 |
| (5) パブリックコメントの実施 | 9 |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状 | 11 |
| 1. 本町の概況 | 11 |
| (1) 総人口及び将来人口の推移 | 11 |
| (2) 18歳未満人口及び将来人口の推移 | 12 |
| (3) 子どもがいる世帯の状況 | 13 |
| (4) 出生数の推移 | 14 |
| (5) 女性の労働力率の状況 | 15 |
| (6) 保育・教育を取り巻く状況 | 16 |
| 2. 教育・保育事業の進捗状況 | 19 |
| (1) 教育・保育事業の利用状況 | 19 |
| (2) 法定事業の利用状況 | 21 |
| 3. 第1期計画の進捗状況 | 26 |
| (1) 計画記載事業の実施状況 | 26 |
| (2) 実施事業の進捗評価 | 30 |
| 4. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果のポイント | 31 |
| (1) 調査の概要 | 31 |
| (2) 就学前調査結果のポイント | 32 |
| (3) 小学生調査結果のポイント | 41 |
| 第3章 計画の方向性 | 47 |
| 1. 計画の基本理念 | 47 |
| (1) 基本理念 | 47 |
| (2) 基本目標 | 48 |
| 2. 計画推進の考え方 | 49 |
| (1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方 | 49 |
| (2) 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方 | 50 |
| 3. 施策の体系 | 51 |

| | |
|---|----|
| 第4章 施策の展開 | 53 |
| 基本目標1：子ども・子育て支援事業の推進 | 53 |
| 1-1：教育・保育事業の推進..... | 53 |
| 1-2：地域子ども・子育て支援事業の推進..... | 53 |
| 1-3：その他の教育・保育事業の推進..... | 58 |
| 基本目標2：子どもの心身の健やかな成長の支援 | 59 |
| 2-1：心と体の健全育成の推進..... | 59 |
| 2-2：子どもの育ちを支援する教育の充実..... | 60 |
| 2-3：母子の健康づくりの推進..... | 61 |
| 2-4：食育の推進 | 66 |
| 基本目標3：子育て家庭をサポートする環境の整備..... | 68 |
| 3-1：家庭の子育て力の強化 | 68 |
| 3-2：情報提供、相談支援の充実 | 69 |
| 3-3：仕事と生活の調和の促進..... | 70 |
| 基本目標4：地域の子育て力を強化する施策の充実..... | 72 |
| 4-1：地域の子育て力の強化 | 72 |
| 4-2：世代間交流の推進..... | 73 |
| 4-3：次代の親の育成 | 74 |
| 基本目標5：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保..... | 75 |
| 5-1：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備..... | 75 |
| 5-2：子どもと子育て家庭の安全の確保..... | 76 |
| 5-3：交通安全の推進..... | 78 |
| 基本目標6：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実 | 80 |
| 6-1：障害児支援..... | 80 |
| 6-2：ひとり親家庭支援..... | 81 |
| 6-3：要保護児童対策 | 82 |
| 第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策 | 85 |
| 1. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策 | 85 |
| (1) 本町で想定する教育・保育の量の見込み | 85 |
| (2) 教育・保育の確保の方策 | 85 |
| 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策..... | 87 |
| 第6章 計画の推進体制..... | 91 |
| 1. 計画の推進体制 | 91 |
| (1) 子ども・子育て会議による進捗評価 | 91 |
| (2) 庁内における進捗評価の体制..... | 91 |
| (3) 関係機関等との連携・協働 | 92 |
| (4) 計画の周知 | 92 |
| 2. 進捗評価の仕組み | 93 |
| 資料編 | 95 |
| 1. 五城目町子ども・子育て会議委員名簿..... | 95 |
| 2. 五城目町子ども・子育て会議事務局..... | 96 |

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

(1) 計画の策定にあたって

本町では、平成 27 年 3 月に「五城目町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下などの課題は続いており、子どもや子育て家庭に対する支援の必要性は依然高く、子ども・子育て支援制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保が進められている状況となっています。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本町の子どもとその親が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に子育て支援を行っていくために、「第 2 期五城目町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

(2) 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

| 時期 | 取り組み | 内容 |
|------------------|----------------------|--|
| 平成 15 年 (2003 年) | 少子化社会対策基本法施行 | 少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定 |
| 平成 17 年 (2005 年) | 次世代育成支援対策推進法施行 | 少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後 10 年間に於いて重点的に推進 |
| 平成 18 年 (2006 年) | 新しい少子化対策について | 「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進 |
| | 「認定こども園」の制度創設 | 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能をあわせ持った施設 |
| 平成 19 年 (2007 年) | 「放課後子どもプラン」の創設 | 文部科学省の「放課後子供教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施 |
| | 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 | 「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の 2 点を車の両輪として推進 |
| 平成 20 年 (2008 年) | 「新待機児童ゼロ作戦」 | 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化 |
| 平成 22 年 (2010 年) | 「子ども・子育てビジョン」閣議決定 | 「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す |
| | 子ども・子育て新システム検討会議設置 | 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始 |
| | 子ども・若者育成支援推進法施行 | 子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進 |
| 平成 24 年 (2012 年) | 子ども・子育て関連 3 法公布 | 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法の公布 |
| 平成 26 年 (2014 年) | 子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 | 生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進 |
| | 次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布 | 法律の有効期限を 2025 (令和 7) 年 3 月 31 日まで 10 年間の延長 |
| | 「放課後子ども総合プラン」の策定 | 次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進 |

| 時期 | 取り組み | 内容 |
|-----------------|--------------------|--|
| 平成 27 年（2015 年） | 子ども・子育て支援新制度の施行 | 子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行 |
| | 子ども・子育て本部の設置 | 平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行にあわせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や子ども・子育て支援新制度の施行を行うための新たな組織である子ども・子育て本部を設置 |
| 平成 28 年（2016 年） | 子ども・子育て支援法の一部改正の施行 | 一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設 |
| | ニッポン一億総活躍プランの策定 | 「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップを示す |
| | 児童福祉法等の一部改正の公布 | 児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める |
| 平成 29 年（2017 年） | 「働き方改革実行計画」の策定 | 平成 28 年 9 月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制のあり方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられる |
| | 「子育て安心プラン」の策定 | 令和 2 年度末までに待機児童を解消するとともに、令和 4 年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備 |
| | 「新しい経済政策パッケージ」閣議決定 | 消費税引き上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや 3～5 歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す |
| 平成 30 年（2018 年） | 「新・放課後子ども総合プラン」の策定 | 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後 5 年間の計画を策定 |
| 令和元年（2019 年） | 子ども・子育て支援法の一部改正の施行 | 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5 歳の子ども及び市民税非課税世帯の 0～2 歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化 |

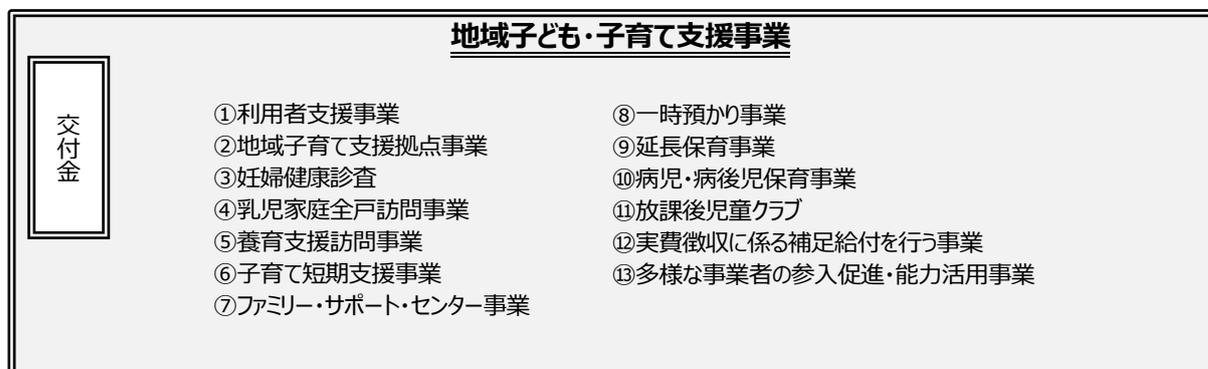
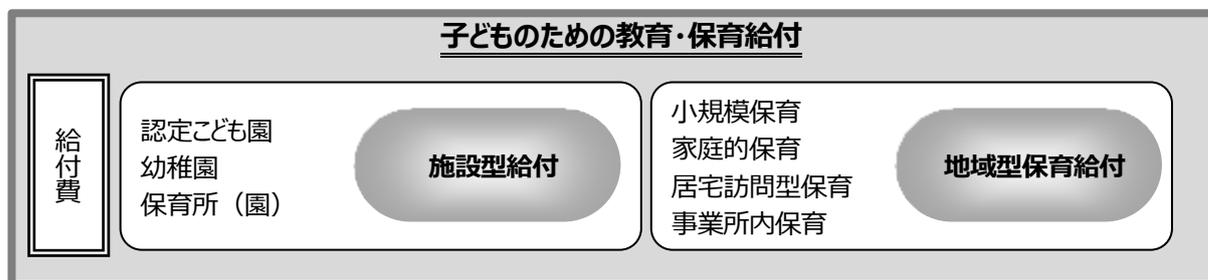
(3) 子ども・子育て支援制度の概要

①制度の目的と主な内容

「子ども・子育て支援制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などとあわせて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善・普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定、教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園・幼稚園・保育所（園）の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- 地域の子ども・子育て支援の充実、子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。子ども・子育て支援制度は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。



②保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なります。

【認定区分】

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

| 認定区分 | 対象者 | 対象事業 |
|------|---|-------------------------------------|
| 1号認定 | 3歳児以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし) | 幼稚園 認定こども園(教育利用) |
| 2号認定 | 3歳児以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども) | 保育所(園) 認定こども園(保育利用) |
| 3号認定 | 3歳児未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども) | 保育所(園) 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業など |

【認定基準】

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間(保護者の就労時間)、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

<事由>

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| o就労 | o妊娠・出産 |
| o保護者の疾病・障害 | o同居親族等の介護・看護 |
| o災害復旧 | o求職活動 |
| o就学 | o虐待やDVのおそれがあること |
| o育児休業取得時に、すでに保育を利用していること | |
| oその他市町村が定める事由 | e t c . |

<保育時間>

- | |
|---------------------------------|
| o保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 |
| o保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 |

<優先すべき事情>

- | |
|---------------------------------|
| oひとり親家庭 |
| o生活保護世帯 |
| o生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 |
| o虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 |
| o子どもが障害を有する場合 |
| o育児休業明け |
| o兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 |
| o小規模保育事業などの卒園児童 |
| oその他市町村が定める事由 |
| e t c . |

③子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

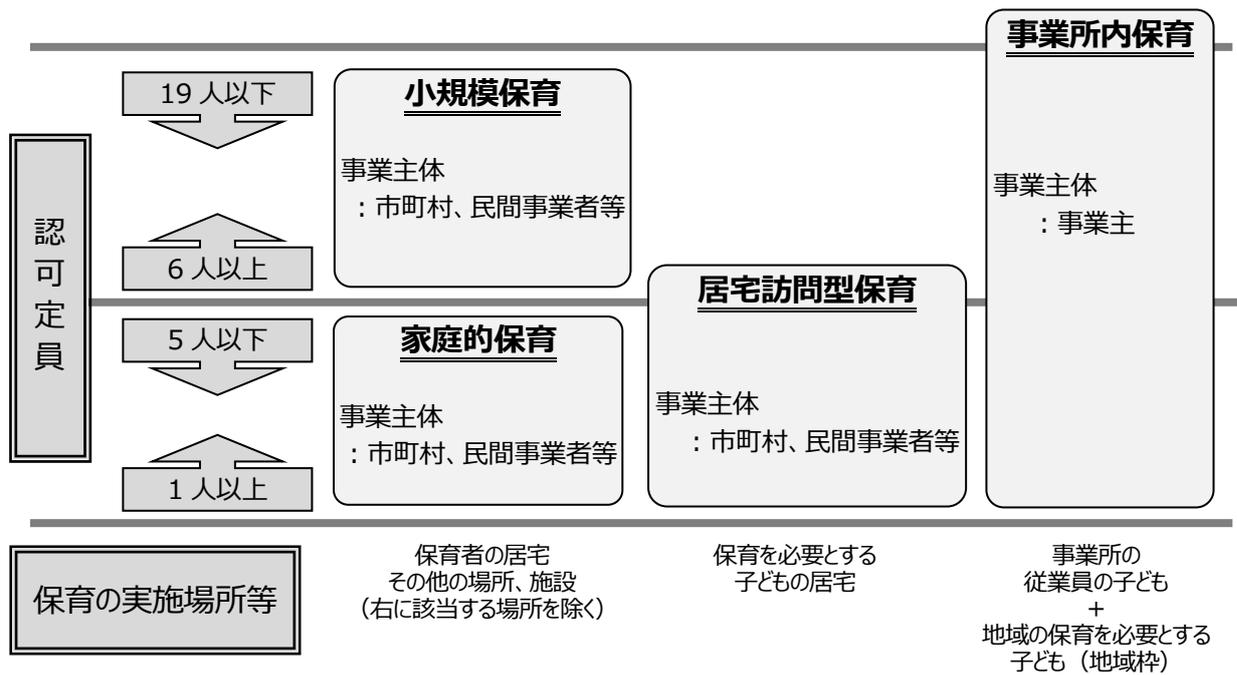
給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所（園）」等の教育・保育施設となります。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」となります。（新制度では、定員 19 人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。）



(4) 幼児教育・保育無償化について

① 幼児教育・保育無償化の概要

令和元年度 10 月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育に係る費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5 歳までのすべての子ども及び 0～2 歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、認定こども園・認可保育所（園）・幼稚園の費用の無償化が開始されました。

※通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまで通り保護者の負担となります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもたちとすべての世帯の第 3 子以降の子どもについては、副食（おかず、おやつ等）の費用が免除されます。

| | 0～2 歳 | 3～5 歳 |
|------------------------------------|-------------------------------------|---|
| 幼稚園 認定こども園-教育認定 | — | 無償 |
| 幼稚園 (就園奨励費補助金の対象施設) | — | 利用料が月額 25,700 円まで無償 |
| (幼稚園の利用に加えて) 幼稚園の預かり保育 | — | 保育の必要性の認定を受けている場合、幼稚園の利用料に加え、利用日数に応じて、最大月額 11,300 円まで無償 |
| 認可保育所（園） 認定こども園-保育認定 地域型保育事業 | 無償 | 無償 |
| 認可外保育施設 その他届出保育施設等 | 保育の必要性の認定を受けている場合、利用料が 42,000 円まで無償 | 保育の必要性の認定を受けている場合、利用料が 37,000 円まで無償 |

※ 1 「認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし、基準を満たしていない場合でも、5 年間は猶予期間として無償化の対象となります。

※ 2 「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業、認定保育施設・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設（事業所内保育を含む）のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等となります。

② 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

すべての子どもが健やかに成長するように支援するとともに、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮していくために、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象として、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて、本町においては、保護者が施設・事業を選択する時に役立つよう、対象となる施設や給付方法等について十分な情報提供を行うとともに、県と連携を図りながら、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について取り組み、保育の質の確保に努めます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

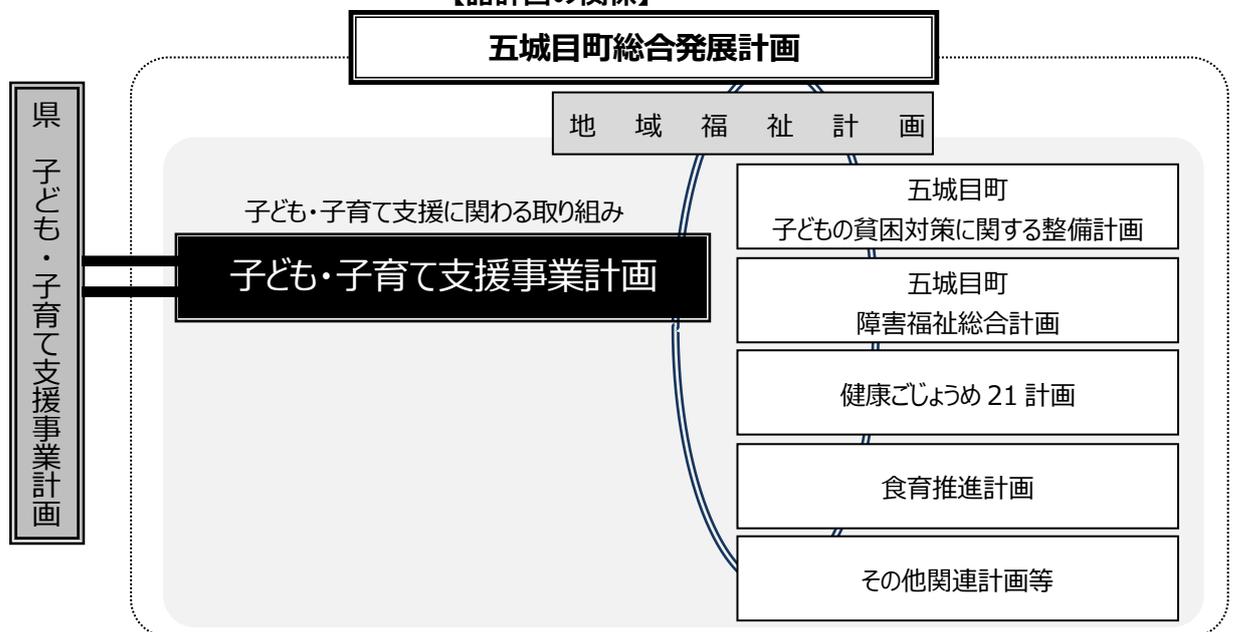
町の基本方針に関する上位計画である「五城目町総合発展計画」や福祉分野の上位計画である「五城目町地域福祉計画」、その他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する部分において他の計画とも整合を図り、調和を保った計画の推進を図ります。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

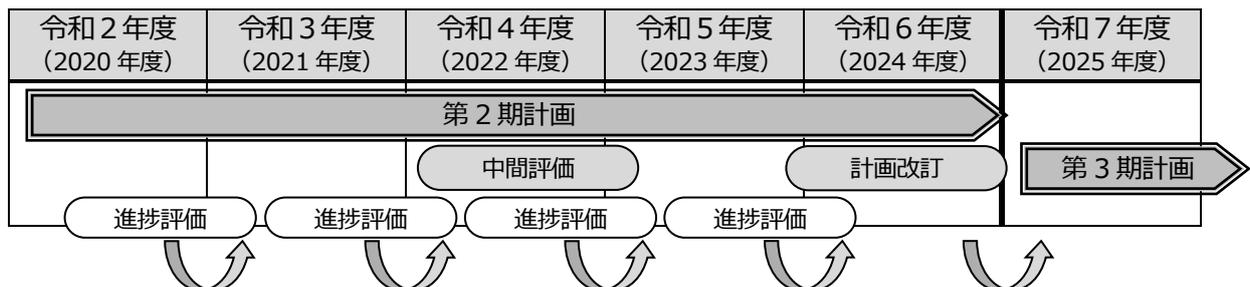
【諸計画の関係】



3. 計画の期間

本計画は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、中間年を目安として見直しを行うこととします。



4. 計画の策定方法

(1) 五城目町子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、関係行政機関等で構成する「五城目町子ども・子育て会議」で計画内容の検討を行いました。

(2) 庁内関係課による協議

行政内部での子ども・子育て支援に関する施策等の連携を図るために、関係課で協議し、計画内容の調整を行いました。

(3) ニーズ調査の実施

就学前児童（の保護者）、小学生（の保護者）を対象に、子育てに関する生活実態やニーズの数値化等の基礎データを把握するためにニーズ調査を実施しました。

(4) 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策については、必要なニーズ量が確保できるよう庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、子ども・子育て支援事業の提供量の確保策について相互に連携を図りました。

(5) パブリックコメントの実施

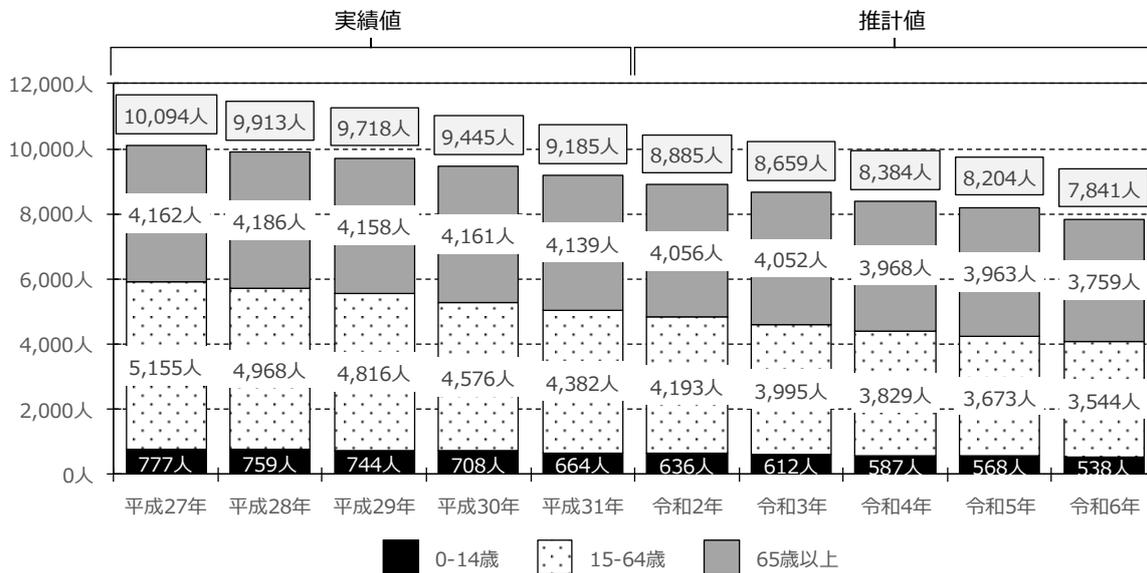
計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和2年2月27日（木）から、令和2年3月9日（月）まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 本町の概況

(1) 総人口及び将来人口の推移

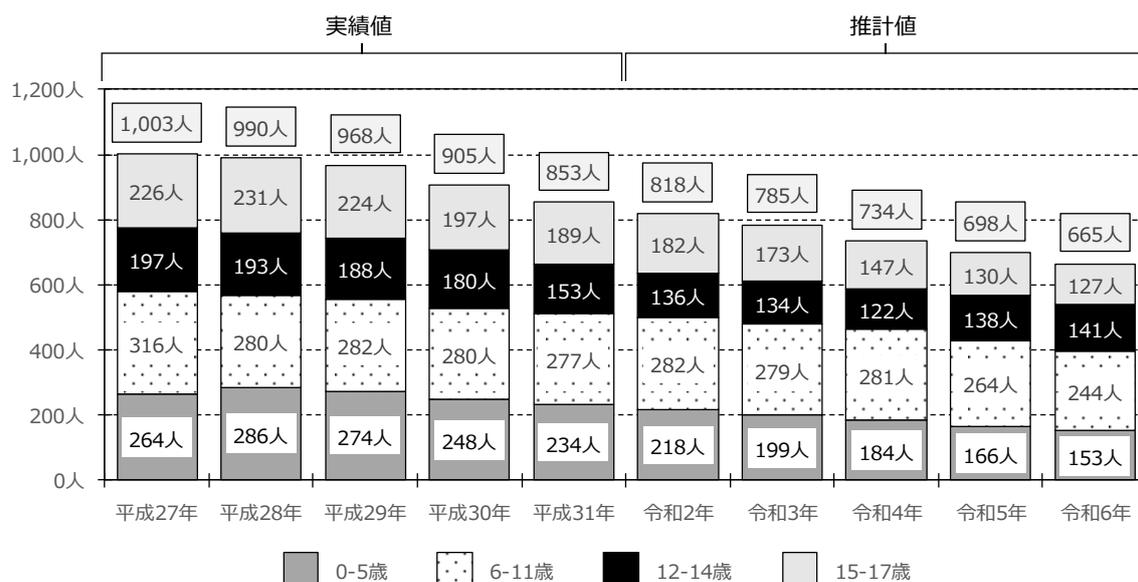


資料：住民基本台帳、各年3月末現在
推計はコーホート変化率法による

総人口は減少傾向にあり、平成31年は9,185人となっています。年齢3区分別にみると、いずれの年齢層も減少傾向にあり、平成31年の0-14歳人口と15-64歳人口は、平成27年の水準の85%程度まで減少しています。

平成27年から平成31年の人口推移の傾向をもとに令和6年までの人口推計を行ったところ、いずれの年齢層も減少傾向と試算され、令和6年の0-14歳人口は538人で、平成31年の664人からは126人の減少となっています。

(2) 18歳未満人口及び将来人口の推移



| | 実績値 | | | | | 推計値 | | | | |
|----------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 0歳 | 37 | 45 | 47 | 35 | 38 | 34 | 32 | 28 | 26 | 23 |
| 1歳 | 48 | 43 | 41 | 41 | 32 | 34 | 30 | 28 | 24 | 22 |
| 2歳 | 43 | 49 | 44 | 39 | 41 | 32 | 34 | 30 | 28 | 24 |
| 3歳 | 46 | 47 | 48 | 45 | 38 | 40 | 31 | 33 | 29 | 27 |
| 4歳 | 52 | 47 | 45 | 43 | 42 | 35 | 36 | 28 | 30 | 26 |
| 5歳 | 38 | 55 | 49 | 45 | 43 | 43 | 36 | 37 | 29 | 31 |
| 6歳 | 47 | 38 | 55 | 50 | 45 | 44 | 44 | 37 | 38 | 30 |
| 7歳 | 40 | 46 | 38 | 55 | 50 | 45 | 44 | 44 | 37 | 38 |
| 8歳 | 48 | 41 | 49 | 38 | 56 | 51 | 46 | 45 | 45 | 38 |
| 9歳 | 52 | 47 | 41 | 49 | 37 | 56 | 51 | 46 | 45 | 45 |
| 10歳 | 57 | 50 | 49 | 40 | 49 | 37 | 57 | 52 | 47 | 46 |
| 11歳 | 72 | 58 | 50 | 48 | 40 | 49 | 37 | 57 | 52 | 47 |
| 12歳 | 56 | 73 | 56 | 50 | 48 | 39 | 47 | 36 | 55 | 50 |
| 13歳 | 62 | 57 | 74 | 56 | 49 | 48 | 39 | 47 | 36 | 55 |
| 14歳 | 79 | 63 | 58 | 74 | 56 | 49 | 48 | 39 | 47 | 36 |
| 15歳 | 82 | 81 | 63 | 56 | 73 | 55 | 48 | 47 | 38 | 45 |
| 16歳 | 68 | 81 | 80 | 62 | 56 | 72 | 54 | 47 | 46 | 37 |
| 17歳 | 76 | 69 | 81 | 79 | 60 | 55 | 71 | 53 | 46 | 45 |
| 18歳未満人口 | 1,003 | 990 | 968 | 905 | 853 | 818 | 785 | 734 | 698 | 665 |

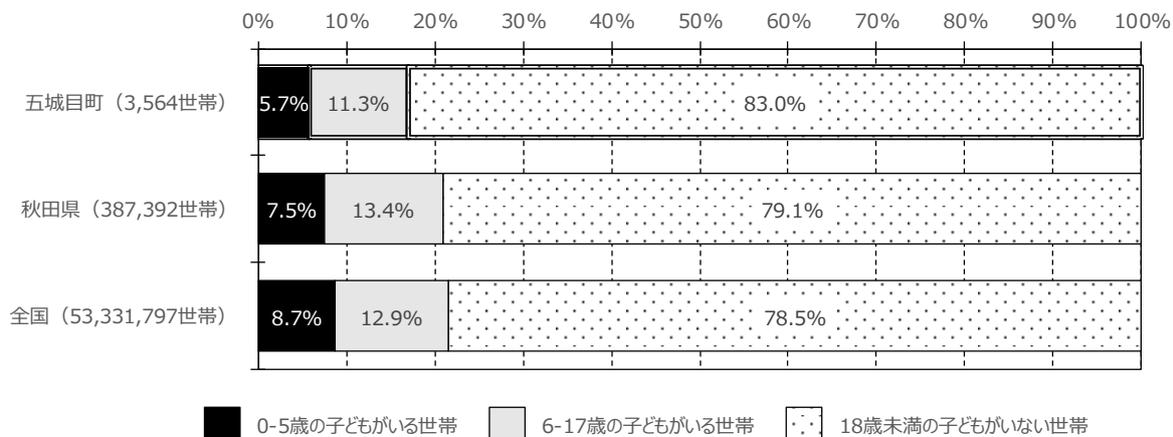
資料：住民基本台帳、各年3月末現在
推計はコーホート変化率法による

18歳未満人口は減少傾向にあり、今後も同様に減少していくものと推計されています。

いずれの年齢層も減少傾向にあります。平成31年の水準に比べた令和6年の推計値は、中学校生徒に相当する12-14歳人口は9割台の141人（平成31年に比べ、12人減少）であるのに対して、就学前児童に相当する0-5歳人口は6割台の153人（平成31年に比べ、81人減少）、小学校児童に相当する6-11歳人口は8割台の244人（平成31年に比べ、33人減少）となっています。

(3) 子どもがいる世帯の状況

① 18歳未満の子どもがいる世帯の割合

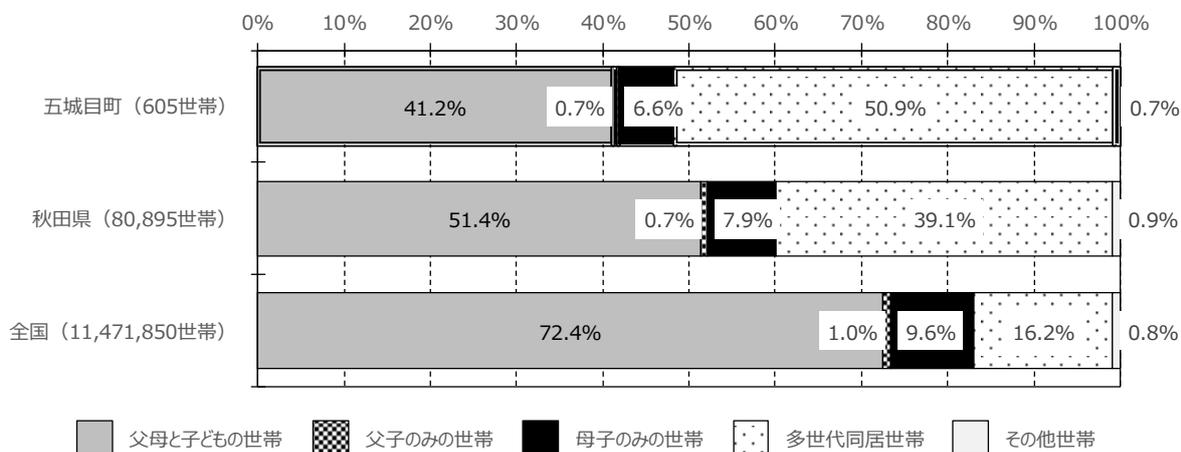


資料：国勢調査（平成 27 年）

本町の 0 - 5 歳の子どものいる世帯の割合は 5.7%で、全国平均の 8.7%や秋田県平均の 7.5%よりもやや低い水準となっています。

6 - 17 歳の子どものいる世帯とあわせると、本町の 18 歳未満の子どもがいる世帯の割合は 17.0%で、全国平均（21.5%）や県平均（20.9%）よりもやや低くなっています。

② 18歳未満の子どもがいる世帯の種類

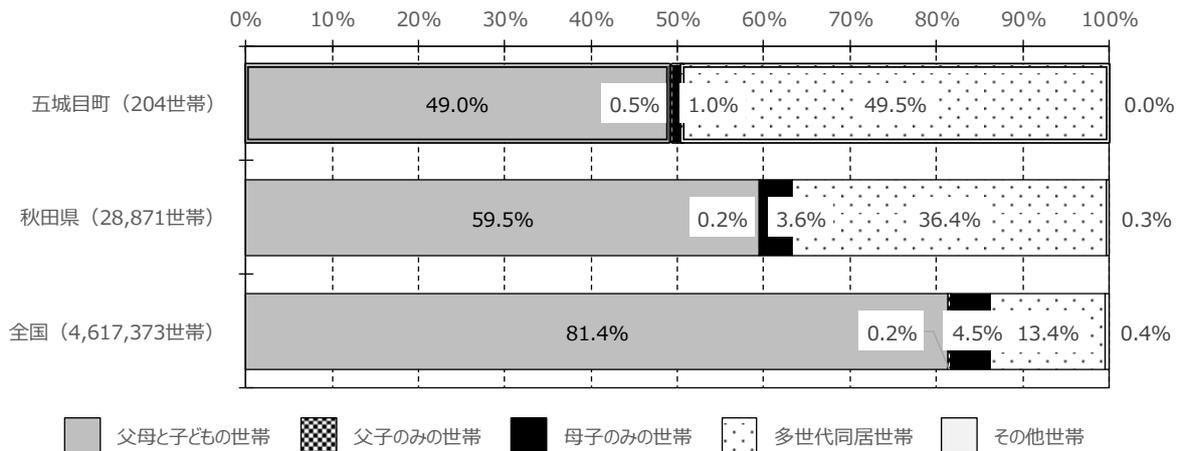


資料：国勢調査（平成 27 年）

18 歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、本町では 50.9%が多世代同居世帯（祖父母等との同居）となっており、国や県の平均よりも高い割合を占めています。

父子のみの世帯、母子のみの世帯をあわせたひとり親家庭は 7.3%で、秋田県の 8.6%や全国の 10.5%よりもやや低い水準となっています。また、父母と子どもの世帯は 41.2%で、国の平均（72.4%）よりも低い水準となっています。

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の種類

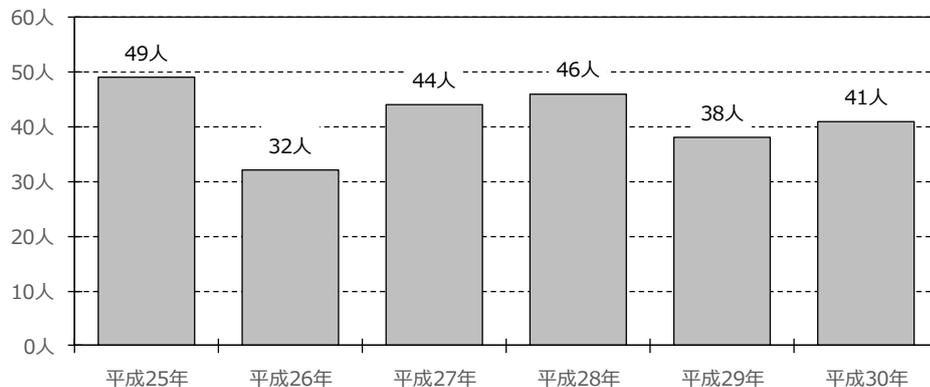


資料：国勢調査（平成 27 年）

6歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、本町では 49.5%が多世代同居世帯（祖父母等との同居）となっており、国の平均（13.4%）や、秋田県の平均（36.4%）よりも高い水準となっています。

父子のみの世帯、母子のみの世帯をあわせたひとり親家庭は 1.5%で、国の平均（4.8%）や秋田県の平均（3.8%）よりも割合は低くなっています。また、父母と子どもの世帯は 49.0%で、国の平均（81.4%）や秋田県の平均（59.5%）よりも低い水準となっています。

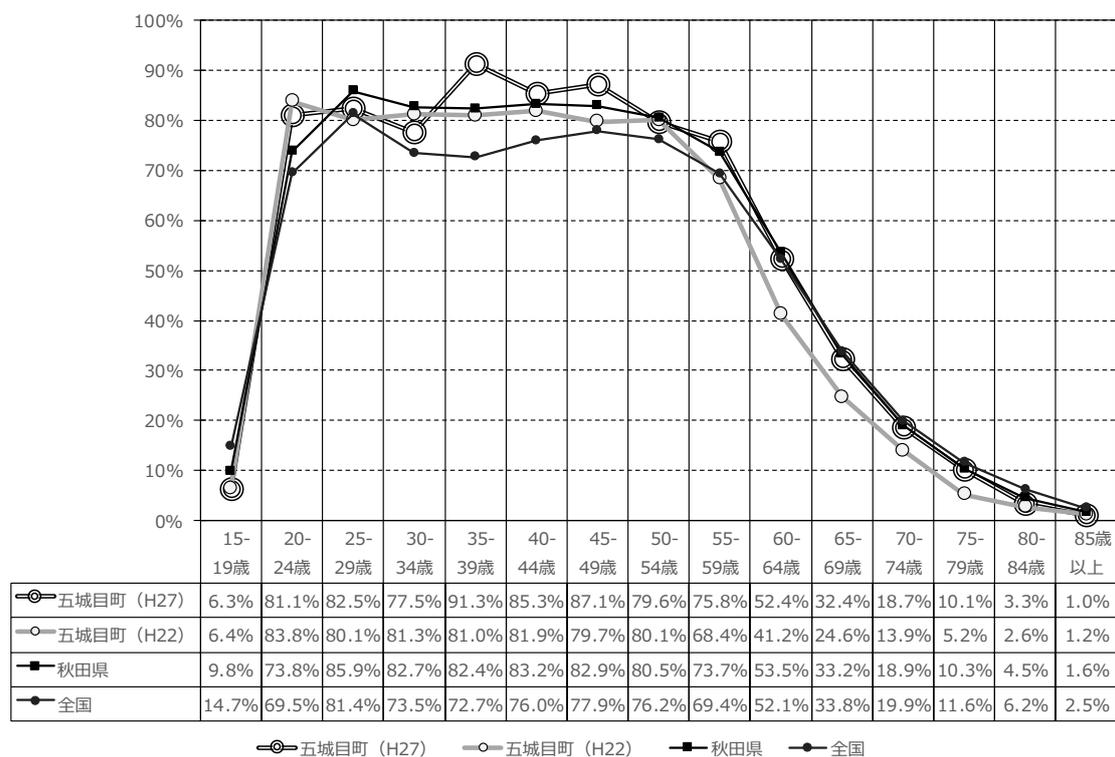
（4）出生数の推移



資料：町統計資料

平成 25 年から平成 26 にかけて出生数は減少しましたが、その後はやや増加し、平成 29 年には 38 人だったものの、概ね 40 人以上で推移しています。

(5) 女性の労働力率の状況



資料：国勢調査（平成 27 年、平成 22 年）

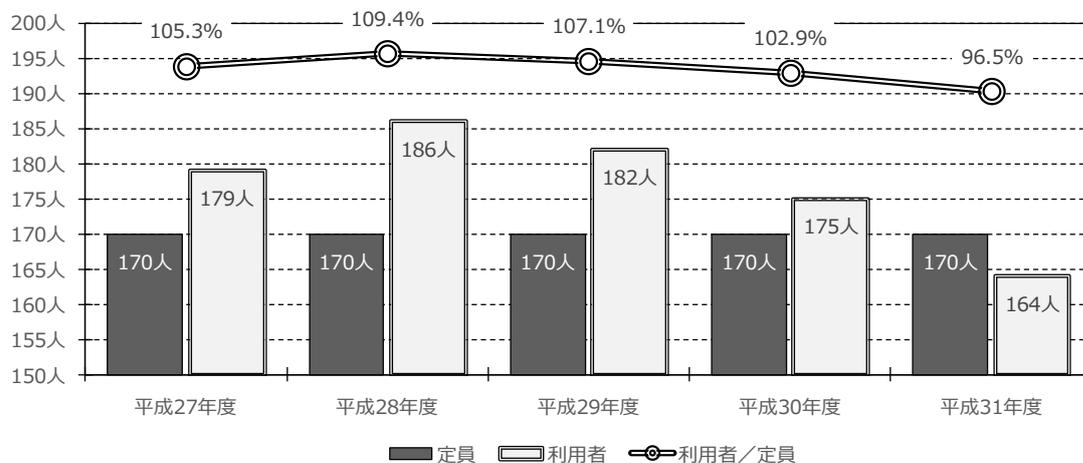
女性の労働力率をみると、30-34 歳を底として 35-39 歳でピークを迎え、55-59 歳の 75.8%までゆるやかに減少する、やや右の山が大きい変形した M 字カーブを描いています。

平成 22 年に比べると、35-39 歳と 45-49 歳の労働力率は上昇しており、55 歳以上（84 歳まで）の労働力率も少し上昇しています。

全国に比べると、20 歳以上の労働力率は全般的に高く、秋田県と比べても、35-39 歳の労働力率は特に高くなっています。

(6) 保育・教育を取り巻く状況

①保育の概況

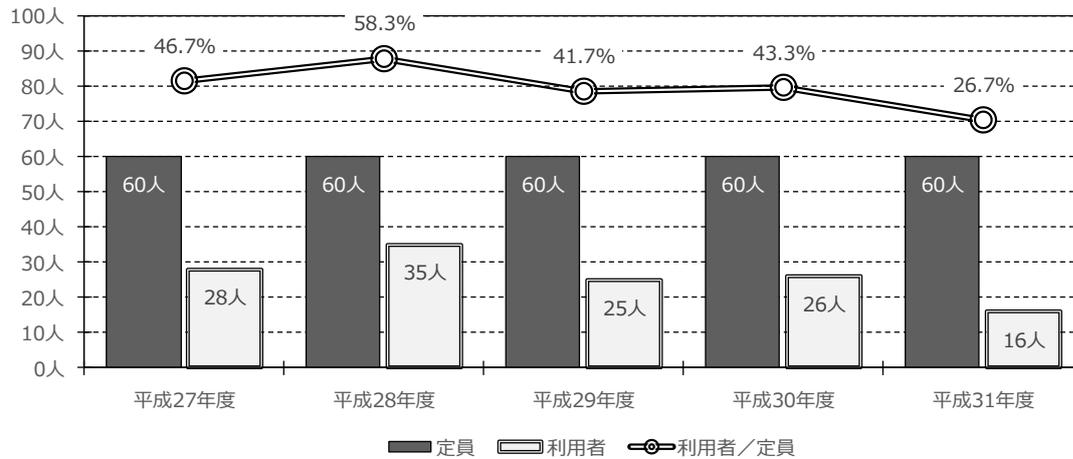


| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 箇所数 | 2 園 | 2 園 | 2 園 | 2 園 | 2 園 |
| 定 員 | 170 人 |
| 利用者 | 179 人 | 186 人 | 182 人 | 175 人 | 164 人 |
| 利用者 / 定員 | 105.3% | 109.4% | 107.1% | 102.9% | 96.5% |
| 保育士数 | 30 人 | 31 人 | 30 人 | 27 人 | 33 人 |
| 職員数 | 50 人 | 53 人 | 57 人 | 58 人 | 58 人 |

資料：五城目町健康福祉課資料（各年度 4 月 1 日現在）

定員数は平成 27 年度以降 170 人で変化はありませんが、利用者数は平成 28 年度の 186 人をピークに減少傾向となっており、平成 31 年度には 164 人と、定員を下回る水準となっています。

②幼稚園の概況

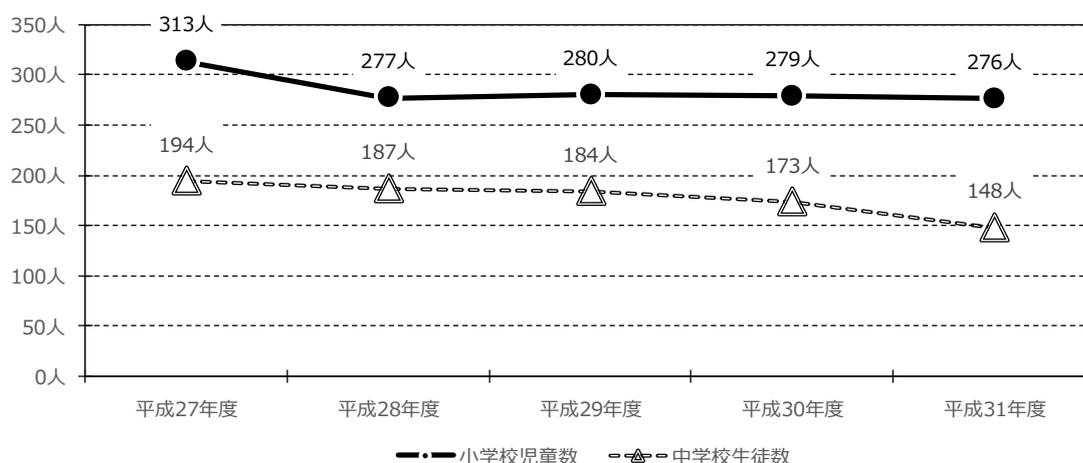


| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 箇所数 | 1 園 | 1 園 | 1 園 | 1 園 | 1 園 |
| 定 員 | 60 人 |
| 利用者 | 28 人 | 35 人 | 25 人 | 26 人 | 16 人 |
| 利用者 / 定員 | 46.7% | 58.3% | 41.7% | 43.3% | 26.7% |

資料：学校基本調査（各年度 5 月 1 日現在）

定員数は平成 27 年度以降 60 人で変化はありませんが、利用者数は平成 28 年度に 35 人と、30 人を超えたものの、概ね 20 人台で推移しており、定員数に占める利用者数の割合は 4 割台となっています。

③小学校・中学校の概況



| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小学校 | 箇所数 | 1 校 | 1 校 | 1 校 | 1 校 | 1 校 |
| | 児童数 | 313 人 | 277 人 | 280 人 | 279 人 | 276 人 |
| | 教員数 | 23 人 | 24 人 | 24 人 | 21 人 | 23 人 |
| | 職員数 | 17 人 | 16 人 | 18 人 | 16 人 | 17 人 |
| 中学校 | 箇所数 | 1 校 | 1 校 | 1 校 | 1 校 | 1 校 |
| | 生徒数 | 194 人 | 187 人 | 184 人 | 173 人 | 148 人 |
| | 教員数 | 23 人 | 23 人 | 20 人 | 22 人 | 22 人 |
| | 職員数 | 9 人 | 9 人 | 9 人 | 8 人 | 8 人 |

資料：学校基本調査（各年度 5 月 1 日現在）

平成 27 年度以降、小学校 1 校、中学校 1 校となっています。

ここ 5 年間の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数は平成 28 年度に減少した後はほぼ横ばいの推移となっています。

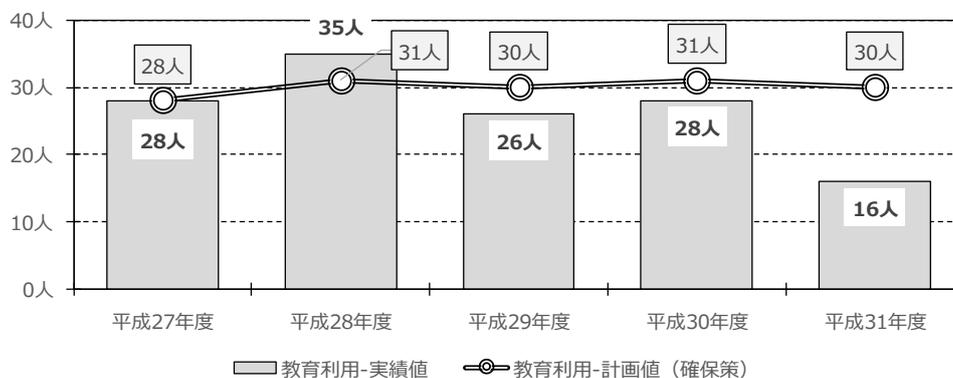
中学校の生徒数についてはゆるやかながらも減少傾向となっており、平成 31 年度には 148 人と、平成 27 年度に比べて 46 人の減少となっています。

2. 教育・保育事業の進捗状況

(1) 教育・保育事業の利用状況

平成31年度の事業実績については、まだ年度途中のため、暫定値（もしくは空欄）となっています。

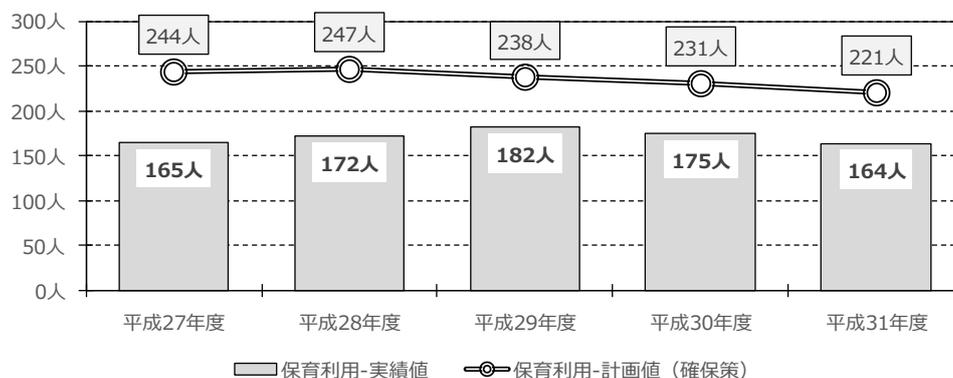
①教育利用での利用状況



資料：町統計資料

特定教育・保育施設、確認を受けない幼稚園における教育利用の状況（3～5歳で1号認定もしくは2号認定を受け、教育利用を希望する者）をみると、第1期計画における計画値は30人前後で、実績値も30人前後と概ね計画値に近い水準で推移しています。

②保育利用での利用状況



資料：町統計資料

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業における保育利用の状況（3～5歳で2号認定を受け、保育利用を希望する者及び0～2歳で3号認定を受けた者）をみると、第1期計画における計画値は平成27年度の244人から、平成31年度の221人へとゆるやかに減少していくものと見込んでいました。

実績値は計画値よりも低い水準で推移しており、平成27年度は165人から平成29年度の182人までは増加傾向にあったものの、以降は再び減少しています。

③ 0～2歳の保育利用状況

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 満3歳未満児人口 | 推計人口 | 146人 | 140人 | 132人 | 124人 | 117人 |
| | 実績値 | 128人 | 137人 | 132人 | 115人 | 111人 |
| 量の見込み | 計画値（確保策） | 124人 | 118人 | 112人 | 105人 | 99人 |
| | 実績値 | 64人 | 64人 | 71人 | 71人 | 58人 |
| 3歳未満児の保育利用率 | 計画値（確保策） | 84.9% | 84.3% | 84.8% | 84.7% | 84.6% |
| | 実績値 | 50.0% | 46.7% | 53.8% | 61.7% | 52.3% |

資料：町統計資料

0～2歳の保育利用の状況を見ると、計画値では平成27年度の124人から平成31年度の99人へとゆるやかに減少するものと見込んでいました。実績値は平成29・30年度の71人がピークで、他の年度は60人前後と、計画値の半分程度の水準で推移しています。

3歳未満児の保育利用率（満3歳未満人口に占める利用者数の割合）は5～6割台で推移しています。

④ 教育・保育事業の進捗評価

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 教育利用 | 計画値（確保策） | 28人 | 31人 | 30人 | 31人 | 30人 |
| | 実績値 | 28人 | 35人 | 26人 | 28人 | 16人 |
| | 達成率 | 100.0% | 112.9% | 86.7% | 90.3% | 53.3% |
| 保育利用 | 計画値（確保策） | 244人 | 247人 | 238人 | 231人 | 221人 |
| | 実績値 | 165人 | 172人 | 182人 | 175人 | 164人 |
| | 達成率 | 67.6% | 69.6% | 76.5% | 75.8% | 74.2% |

資料：町統計資料

教育利用については第1期計画の計画値に対して実績値は概ね計画値通りに推移しています。

保育利用については、第1期計画の計画値に対して平成30年度までの実績値は7割前後の達成率となっています。

保育利用はやや計画値を下回るものの、教育利用は概ね計画値に準じた利用実績で推移しています。年度による増減はあるものの、ともに中期的な増加傾向はみられないため、今後も利用実績に準じて微減していく利用傾向になるものと思われます。

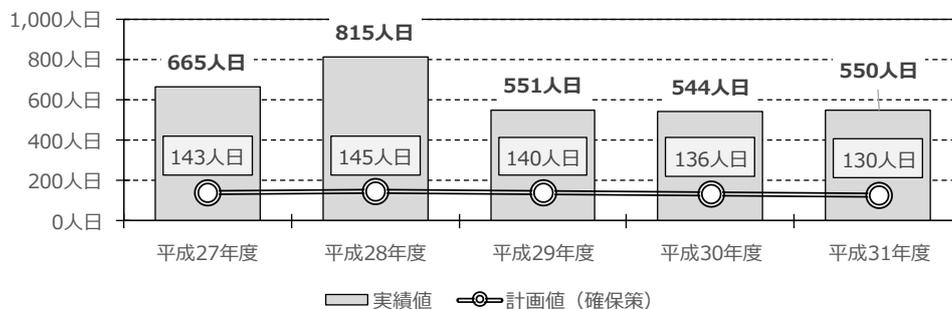
ただし、0～2歳の保育利用については減少を見込んだ計画値とは異なり、やや増加傾向がみられません。

(2) 法定事業の利用状況

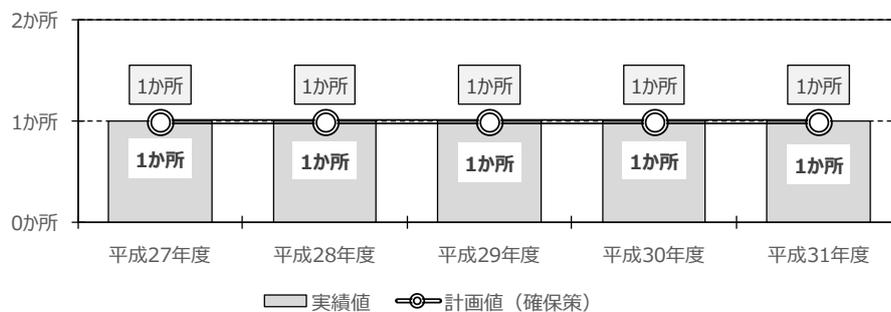
平成31年度の事業実績については、まだ年度途中のため、暫定値（もしくは空欄）となっています。

①時間外保育事業（延長保育）

【利用量】



【箇所数】



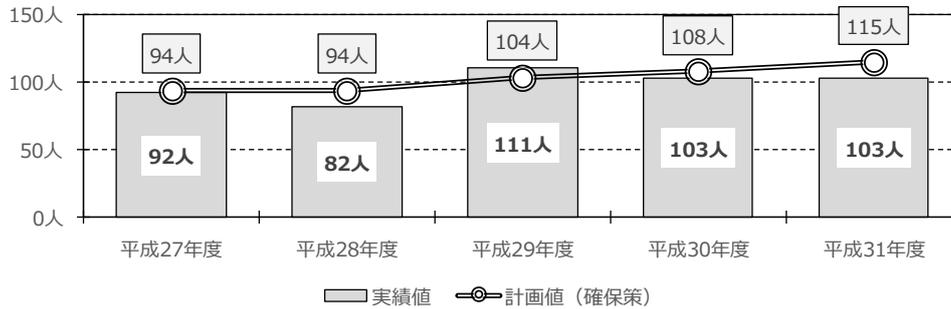
資料：町統計資料

時間外保育事業は計画値では130人日～140人日前後の利用を見込んでいましたが、利用実績は500人日以上の推移となっており、計画値を大きく上回る水準となっています。

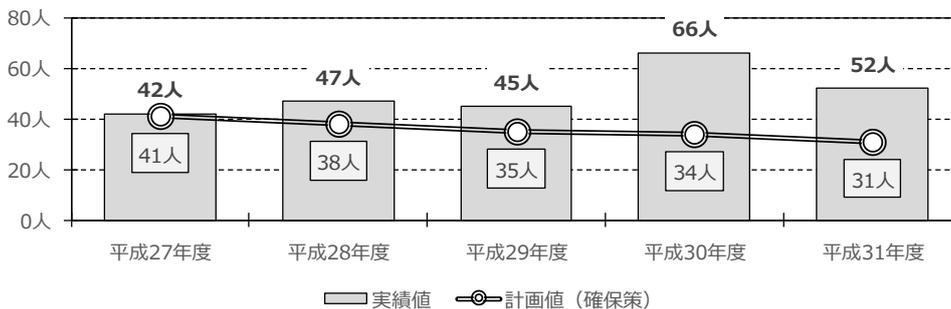
事業の提供箇所数は計画通り、1か所で提供できています。

②学童保育（放課後児童クラブ・放課後児童学習支援事業）

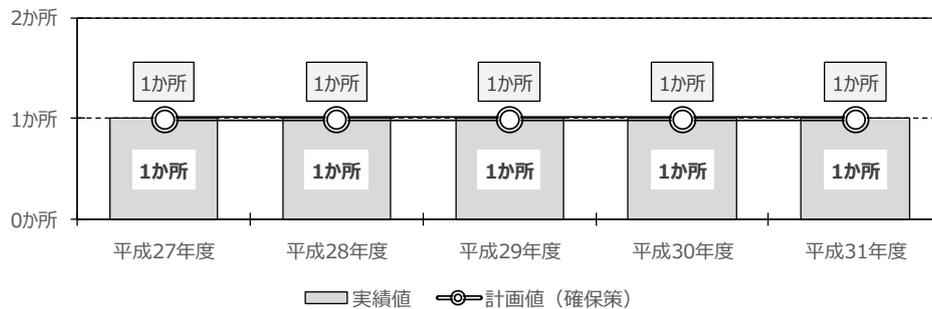
【低学年】（放課後児童クラブ）



【高学年】（放課後児童学習支援事業）



【箇所数】



資料：町統計資料

学童保育（放課後児童クラブ）の利用状況を見ると、低学年は計画値では94人から115人へと増加していくものと見込んでいましたが、実績は概ね計画に準じた水準となっているものの、100人前後でほぼ横ばいの推移となっています。

高学年（放課後児童学習支援事業）41人から31人へと減少していくものと見込んでいましたが、利実績は計画値を上回る水準で推移しており、平成30年度には66人と計画の倍の利用となっています。

事業の提供箇所数は計画通り、1か所で提供できています。

高学年は計画を上回る利用があったため、今後は利用実績に準じた利用量を見込んでいくことが必要とされます。

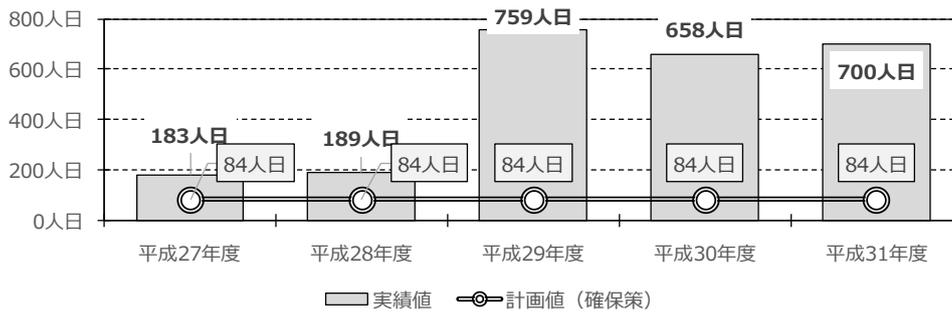
③子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業については本町ではサービス提供を行わないこととしていましたが、平成30年度からは1か所で事業の提供が可能となっています。

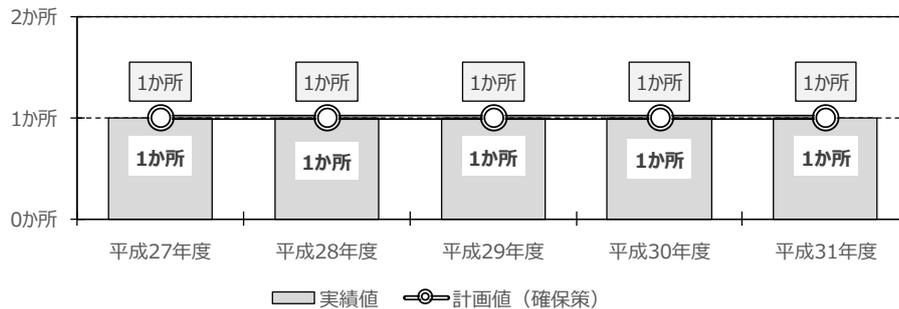
まだ利用実績はありませんが、今後は利用者のニーズなどを見極めながら利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

④地域子育て支援拠点事業

【利用量】



【箇所数】



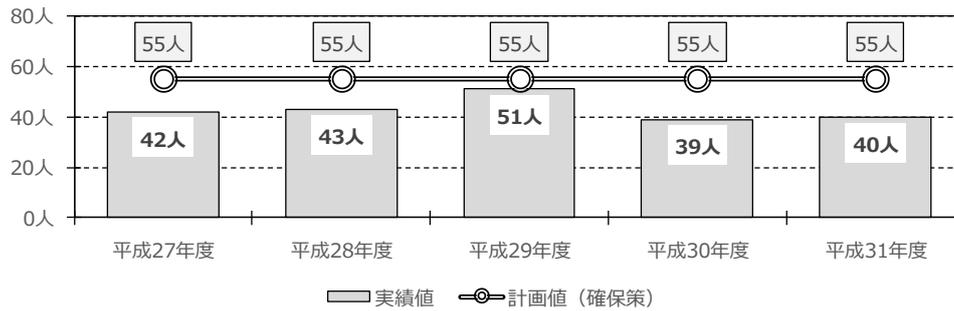
資料：町統計資料

地域子育て支援拠点事業については84人日の利用を見込んでいましたが、実績は平成28年度までは180人日台、平成29年度以降は700人日以上と計画値を大きく上回っています。

事業の実施箇所数については計画値通り1か所で提供しています。

今後は利用実績に準じて利用を見込んでいくことが必要と思われます。

⑤妊婦健康診査事業

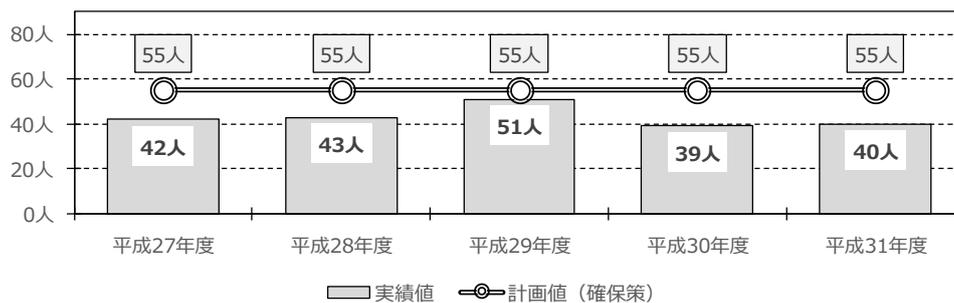


資料：町統計資料

妊婦健康診査事業については55人前の利用を見込んでいましたが、平成29年度に51人と計画値に近い利用があったものの、他の年度は40人前後と計画よりも低い水準となっています。

利用実績に大きな増減の傾向はなく、今後は利用実績を踏まえた利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

⑥乳児家庭全戸訪問事業



資料：町統計資料

乳児家庭全戸訪問事業については55人前の利用を見込んでいましたが、平成29年度に51人と計画値に近い利用があったものの、他の年度は40人前後と計画よりも低い水準となっています。

利用実績に大きな増減の傾向はなく、今後は利用実績を踏まえた利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

⑦地域子ども・子育て支援事業（法定事業）の進捗評価

| | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------------------------------------|----------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 時間外保育事業（延長保育） | 提供量 | 計画値（確保策） | 143人日 | 145人日 | 140人日 | 136人日 | 130人日 |
| | | 実績値 | 665人日 | 815人日 | 551人日 | 544人日 | 550人日 |
| | | 達成率 | 465.0% | 562.1% | 393.6% | 400.0% | 423.1% |
| | 箇所数 | 計画値（確保策） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | | 実績値 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | | 達成率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 放課後児童健全育成事業 | 低学年 | 計画値（確保策） | 94人 | 94人 | 104人 | 108人 | 115人 |
| | | 実績値 | 92人 | 82人 | 111人 | 103人 | 103人 |
| | | 達成率 | 97.9% | 87.2% | 106.7% | 95.4% | 89.6% |
| | 高学年 | 計画値（確保策） | 41人 | 38人 | 35人 | 34人 | 31人 |
| | | 実績値 | 42人 | 47人 | 45人 | 66人 | 52人 |
| | | 達成率 | 102.4% | 123.7% | 128.6% | 194.1% | 167.7% |
| | 箇所数 | 計画値（確保策） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | | 実績値 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | | 達成率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 子育て短期支援事業 （ショートステイ事業・トワイライトステイ事業） | 提供量 | 計画値（確保策） | | | | | |
| | | 実績値 | | | | 0人日 | 0人日 |
| | | 達成率 | | | | | |
| | 箇所数 | 計画値（確保策） | | | | | |
| | | 実績値 | | | | 1か所 | 1か所 |
| | | 達成率 | | | | | |
| 地域子育て支援拠点事業 | 提供量 | 計画値（確保策） | 84人日 | 84人日 | 84人日 | 84人日 | 84人日 |
| | | 実績値 | 183人日 | 189人日 | 759人日 | 658人日 | 700人日 |
| | | 達成率 | 217.9% | 225.0% | 903.6% | 783.3% | 833.3% |
| | 箇所数 | 計画値（確保策） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | | 実績値 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | | 達成率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 妊婦健康診査事業 | 計画値（確保策） | 55人 | 55人 | 55人 | 55人 | 55人 | |
| | 実績値 | 42人 | 43人 | 51人 | 39人 | 40人 | |
| | 達成率 | 76.4% | 78.2% | 92.7% | 70.9% | 72.7% | |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 計画値（確保策） | 55人 | 55人 | 55人 | 55人 | 55人 | |
| | 実績値 | 42人 | 43人 | 51人 | 39人 | 40人 | |
| | 達成率 | 76.4% | 78.2% | 92.7% | 70.9% | 72.7% | |

資料：町統計資料

地域子ども・子育て支援事業（法定事業）については計画値に準じた利用実績で推移している事業もありますが、期間を通じて計画値と利用実績が大きく乖離しているものや、直近で計画値との乖離が大きくなっているものなどがあります。

今後は個々の利用の実績、特に直近の利用実績の推移などを踏まえて、実情に即した利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

3. 第1期計画の進捗状況

(1) 計画記載事業の実施状況

①未実施の事業

現行計画においては、93の事業・取り組みが掲載されており、そのうち8事業が現時点において未実施となっています。

未実施の事業は以下の通りです。

【第2編：子ども・子育て支援事業計画】

2. 地域子ども・子育て支援事業の推進

2-1：通所系事業

2) 休日保育事業

【第1期計画における事業概要】

日曜・祝日に保育を実施する事業ですが、当面実施の予定はありません。

【第1期計画における取り組みの方向】

今後の需要の動向、要望等により実施について検討をしていきます。

3) 特定保育事業

【第1期計画における事業概要】

3歳未満児を対象とした、「週2・3日の利用」または「午前ないし午後だけの利用」の保育事業ですが、一時保育事業で対応可能であるため、当面実施の予定はありません。

【第1期計画における取り組みの方向】

今後の需要の動向、要望等により実施について検討をしていきます。

5) ショートステイ・トワイライトステイ事業

【第1期計画における事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業、夜間養護等事業：トワイライトステイ事業）

現在のところ需要は認められず、実施は困難であるため、当面実施の予定はありません。

【第1期計画における取り組みの方向】

今後の需要の動向、要望等により実施について検討をしていきます。

6) 夜間保育事業

【第1期計画における事業概要】

開所時間が午後10時までで、前後7時間の延長保育ができる「夜間保育所」で行う事業ですが、現在のところ需要が認められないため、当面実施の予定はありません。

【第1期計画における取り組みの方向】

今後の需要の動向、要望等により実施について検討をしていきます。

7) 病児・病後児保育事業

【第1期計画における事業概要】

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病気の子ども及び病気からの回復期にある子どもの保育を行う事業ですが、当面実施の予定はありません。

【第1期計画における取り組みの方向】

病後児保育事業は、医療機関との連携が必要なため、需要の動向や要望等により、関係機関と検討をしていきます。

2-4：その他の事業

1) ファミリー・サポート・センター事業

【第1期計画における事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との子育てをお互いに助け合う総合援助組織の事業です。

現状での実施は困難であり、当面実施の予定はありません。

【第1期計画における取り組みの方向】

今後の需要の動向、要望等により実施について検討をしていきます。

4. その他の支援事業の推進

4-2：妊産婦支援

2) 妊婦訪問指導

【第1期計画における事業概要】

妊婦健診で所見のある妊婦に対する訪問指導を実施し、状況に応じて保健指導を行っています。

【第1期計画における取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

【第3編：子ども・子育て支援施策の推進】

基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

4-1：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

1) 良好な居住環境の確保

【第1期計画における事業概要】

公共施設におけるシックハウス対策を推進します。

シックハウス対策推進のために関係機関からの情報を提供してもらっています。

【第1期計画における取り組みの方向】

専門的な調査や検証が必要なため、専門機関等との連携のもと引き続き取り組んでいきます。

休日保育事業、特定保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、良好な居住環境の確保については、要望等が特にないため、現在のところ事業実施には至っておりません。

ショートステイ・トワイライトステイ事業については、要望を踏まえてショートステイ事業を実施しましたが、実際には利用がなく、ショートステイ以外の事業についても需要が認められない状況となっています。

妊婦訪問指導については、医療機関で診察・治療・指導等を実施しています。

②新規事業

現行計画に記載はないものの、計画期間中に新たに実施されている新規事業は以下の8事業となります。

【第3編：子ども・子育て支援施策の推進】

基本目標1：子どもの心身の健やか成長の支援

1-2：子どもの育ちを支援する教育の充実

ブックスタート事業

【第1期計画における事業概要】

H28年度から開始。乳幼児を対象者とし、絵本の読み聞かせを実施して絵本をプレゼントします。

【第1期計画における取り組みの方向】

子どもと保護者が本を開く楽しい体験を通し、絵本に興味を持つきっかけづくりをしています。

基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備

2-1：家庭の子育て力の強化

子育て支援クーポン券支給事業

【第1期計画における事業概要】

H31年度から開始。妊娠届出をした方に1回目のクーポン券、1歳の誕生日を迎えた方に2回目のクーポン券を支給します。タクシーの乗車料金、育児用おむつ・おしりふき・ミルクの購入に使用できるクーポン券（30,000円分）を2回に分けて交付します。（1回につき15,000円分）

【第1期計画における取り組みの方向】

クーポン券の交付を通し、子育てしやすい環境を提供していきます。

子育てファミリー支援事業

【第1期計画における事業概要】

H30年度から開始。H30年4月2日以降に第3子以降の子が生まれた世帯に対し、小学校就学前の子どもが一時保育を利用した場合、年間15,000円を上限に利用料を助成します。

【第1期計画における取り組みの方向】

安心して子供を産み育てる環境づくりを進めます。

子育て短期支援事業

【第1期計画における事業概要】

H30年度から開始。保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、一定期間、養育する施設の提供が1か所で可能となっています。

【第1期計画における取り組みの方向】

安心して子供を産み育てる環境づくりを進めます。

2-3：母子の健康づくりの推進

母子手帳アプリ 母子モ ごっこナビ事業

【第1期計画における事業概要】

H31 年度から開始。子育て世代が情報取得のツールとして使用するスマートフォンやタブレット等を活用し、乳幼児健康診査、予防接種等の子育て関連情報をタイムリーに発信します。また、紙の母子健康手帳と併用し、保護者が妊娠、出産、子どもの成長を記録できる機能を提供します。

【第1期計画における取り組みの方向】

妊婦・子育て世代に向けて、健康・子育てに関する情報を配信していきます。

フッ化物洗口事業

【第1期計画における事業概要】

H20 年度から実施。5 歳児を対象に各保育園で週 5 回、洗口液でぶくぶくうがいを行います。

【第1期計画における取り組みの方向】

歯科医師や各保育園スタッフと連携し、安全な環境のもと継続実施することにより、むし歯予防を目指します。

2-4 食育の推進

親子の食育教室

【第1期計画における事業概要】

H23 年度から開始。保育園や子育て支援センターで親子の食育教室を実施しています。食生活改善推進員と連携して情報提供や指導を行います。

【第1期計画における取り組みの方向】

親子での調理体験を通して食事に関心を持つ子供を増やすとともに、親子のコミュニケーションの充実を図っていきます。

農業体験の実施

【第1期計画における事業概要】

H21 年度から開始。野菜の播種や収穫等の農業体験を実施しています。

【第1期計画における取り組みの方向】

体験を通して、食べ物の大切さや生産者への感謝の心を育みます。

食文化の伝承

【第1期計画における事業概要】

H21 年度から開始。学校や親子、地域を対象とし、郷土料理「だまご鍋」の料理教室を実施しています。米消費拡大地域活動推進員と連携し、指導を行っています。

【第1期計画における取り組みの方向】

料理教室を通して、「だまご鍋」を積極的に次世代へ伝えていきます。

(2) 実施事業の進捗評価

現行計画に記載されている事業について、各事業の担当課による自己評価を行ったところ、93 事業のうち76の事業は概ね予定通り（以下の評価基準の1、2の評価）に事業を行うことができたと評価されています。

【自己評価の基準】

1. 100%（予定通り）
2. 80-100%（概ね予定通り）
3. 60-80%（やや予定した内容に満たない）
4. 40-60%（予定の半分程度）
5. 40%未満（あまり進んでいない）

①あまり進んでいないと評価された事業

現行計画に記載されている事業のうち、「40%未満（あまり進んでいない）」と評価された事業は以下の8事業となっています。

【第2編：子ども・子育て支援事業計画】

2. 地域子ども・子育て支援事業の推進

2-1：通所系事業

2) 休日保育事業

3) 特定保育事業

5) ショートステイ・トワイライトステイ事業

6) 夜間保育事業

7) 病児・病後児保育事業

2-4：その他の事業

1) ファミリー・サポート・センター事業

【第3編：子ども・子育て支援施策の推進】

基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

4-1：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

1) 良好な居住環境の確保

5) 公共施設等における子育て支援トイレの整備

進捗評価が低い事業は、公共施設等における子育て支援トイレの整備を除き、要望等がなく、現在までのところ未実施となっている事業です。

いずれの事業も要望等を見極めながら第2期計画においても継続して取り組んでいくこととしますが、良好な居住環境の確保については、県内の動向などをみながら廃止を検討していきます。

4. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果のポイント

(1) 調査の概要

①調査の目的

子ども・子育て支援事業計画の改訂に向けた基礎資料とするため、就学前児童及び小学生児童の保護者に対して、教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向などについて本調査を実施しました。

②調査の実施状況

<調査期間>

平成 31 年 1～2 月

<調査方法>

○就学前児童調査

こども園等での直接配布・回収。郵送による配布・回収。

○小学生調査

小学校での直接配布・回収。

<調査対象>

○就学前児童調査

就学前児童を持つ保護者：210 人

○小学生調査

小学生児童を持つ保護者：230 人

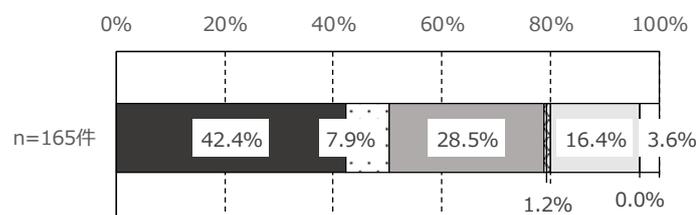
<回収状況>

| 調査種別 | 発送数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|----------|-------|-------|-------|
| ①就学前児童調査 | 210 票 | 165 票 | 78.6% |
| ②小学生調査 | 230 票 | 204 票 | 88.7% |

(2) 就学前調査結果のポイント

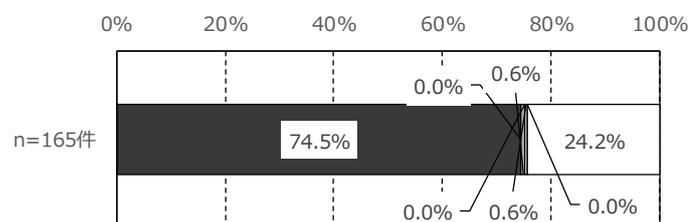
①保護者の就労状況

【母親】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

【父親】

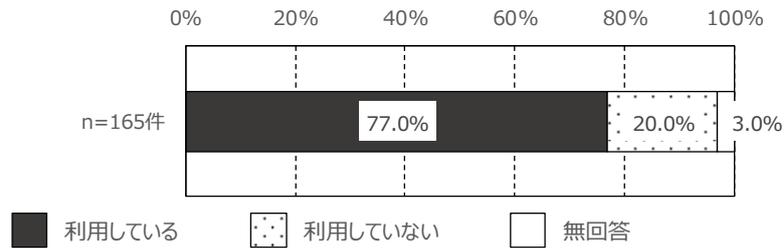


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

母親の 42.4%、父親の 74.5%は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」として
います。また母親では 28.5%が「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と
しています。

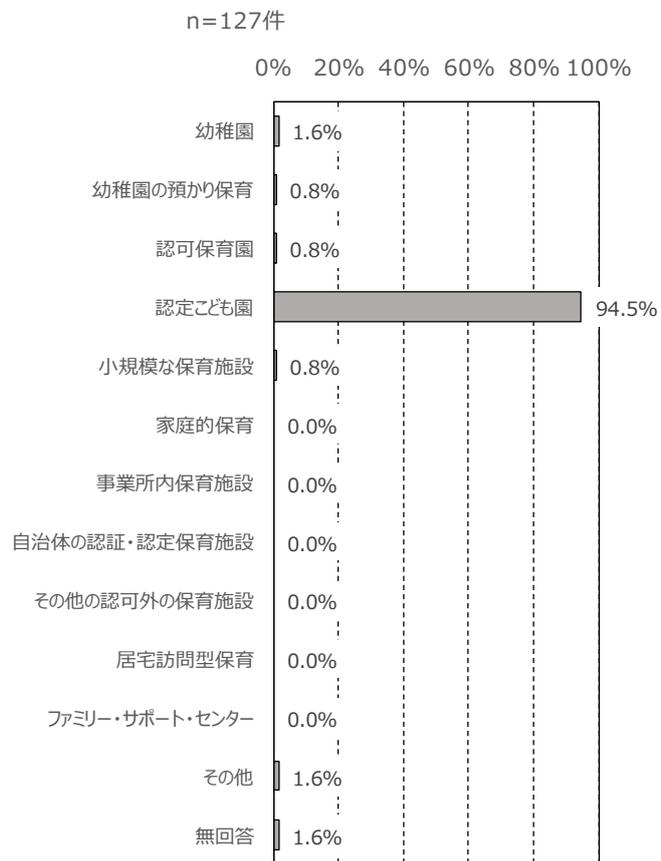
②平日の定期的な教育・保育事業の利用

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



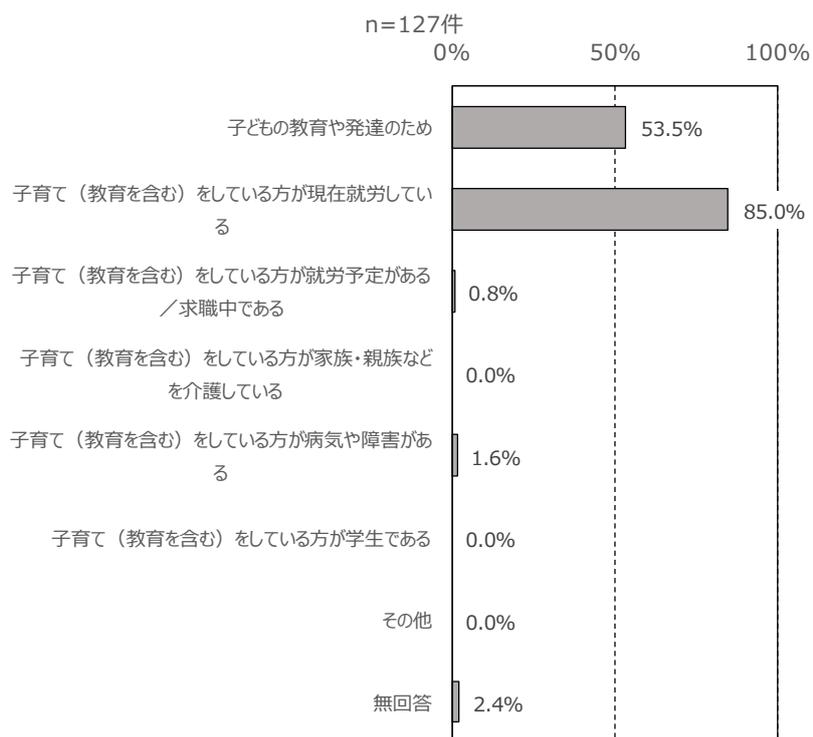
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況を見ると、「利用している」が 77.0%、「利用していない」が 20.0%となっています。

■ 利用している平日の定期的な教育・保育事業



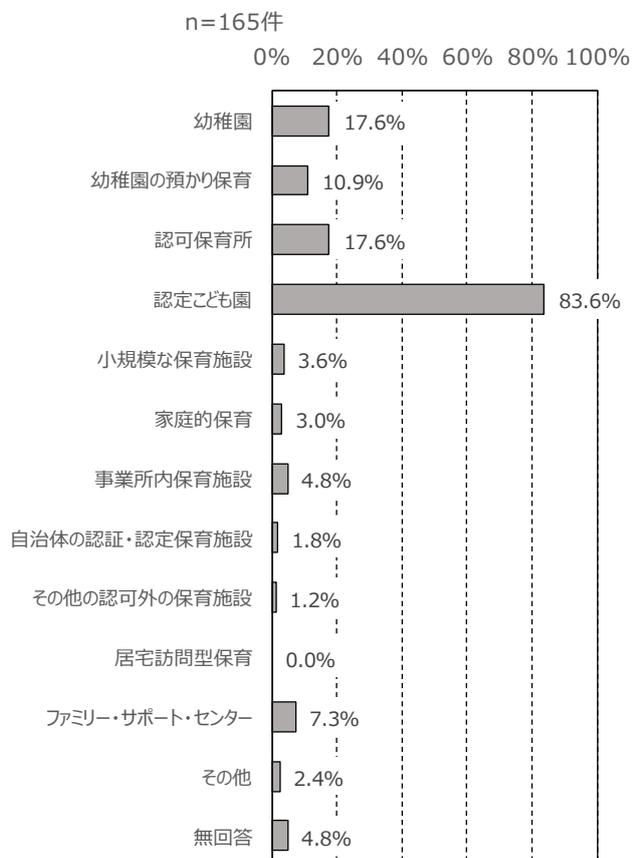
平日に定期的にご利用している教育・保育事業は、「認定こども園」が 94.5%と回答者の大半を占めています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用理由



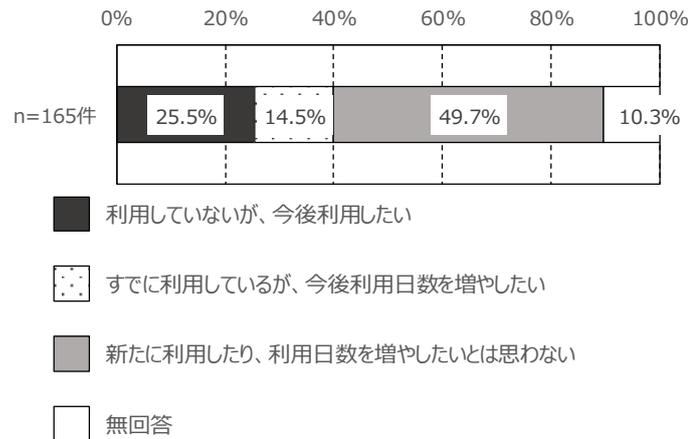
平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由としては、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が85.0%、「子どもの教育や発達のため」が53.5%となっています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望



平日に定期的に利用したい教育・保育事業としては、「認定こども園」が83.6%と8割以上を占めています。

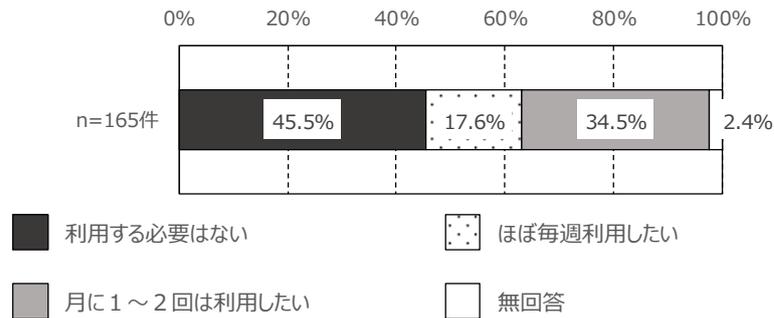
③地域子育て支援拠点事業の利用意向



地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向は、49.7%が「新たに利用したり、利用日数を増やしたい」としています。「利用していないが、今後利用したい」は25.5%となっています。

④土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望

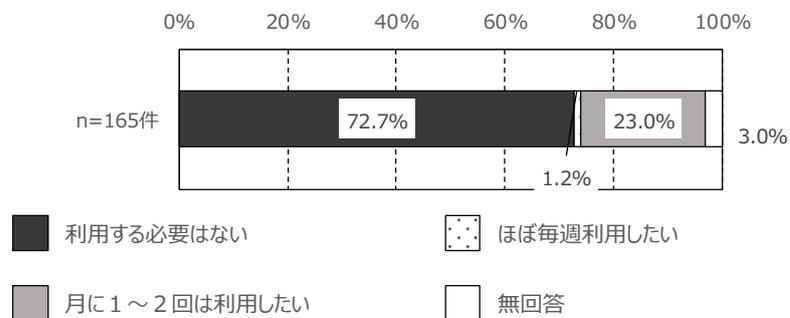
【土曜】



土曜の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」（45.5%）が4割を超えています。

「ほぼ毎週利用したい」（17.6%）、「月に1～2回は利用したい」（34.5%）をあわせると、土曜の利用希望は52.1%となっています。

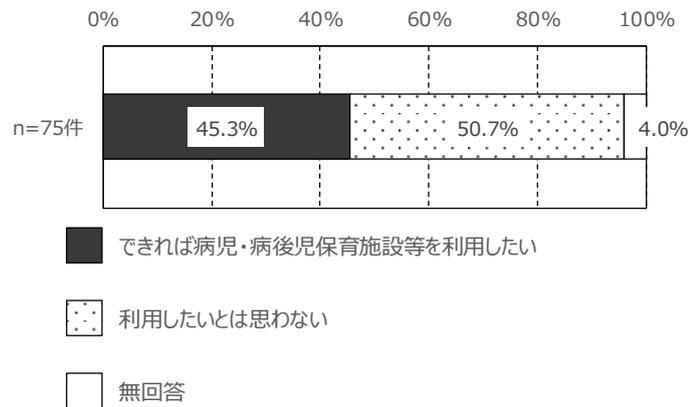
【日曜・祝日】



日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」が72.7%と7割以上を占めています。「ほぼ毎週利用したい」（1.2%）、「月に1～2回は利用したい」（23.0%）をあわせると日曜・祝日の利用希望は24.2%となっています。

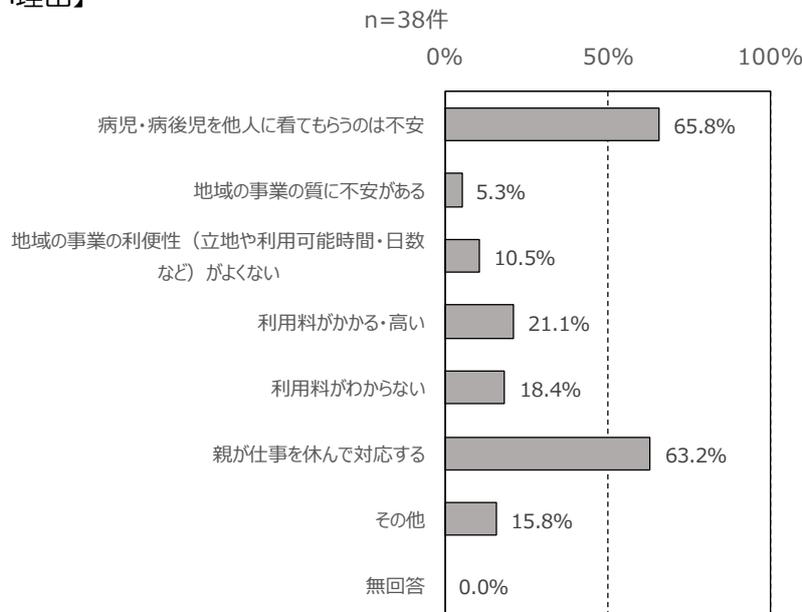
⑤病児・病後児のための保育施設等の利用意向

【利用意向】



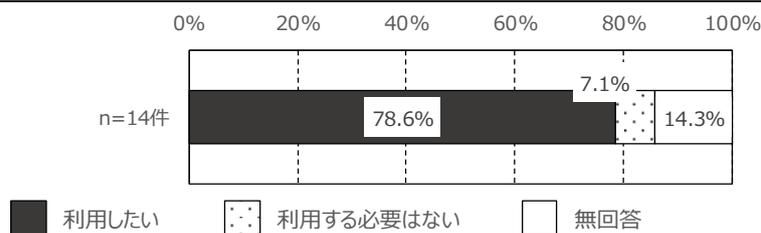
病児・病後児保育施設等の利用については、50.7%は「利用したいとは思わない」としています。「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は45.3%となっています。

【利用したくない理由】



病児・病後児のための保育施設等の利用意向で「利用したいとは思わない」と回答者の利用したくない理由をみると、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」（65.8%）と「親が仕事を休んで対応する」（63.2%）への回答が多くなっています。

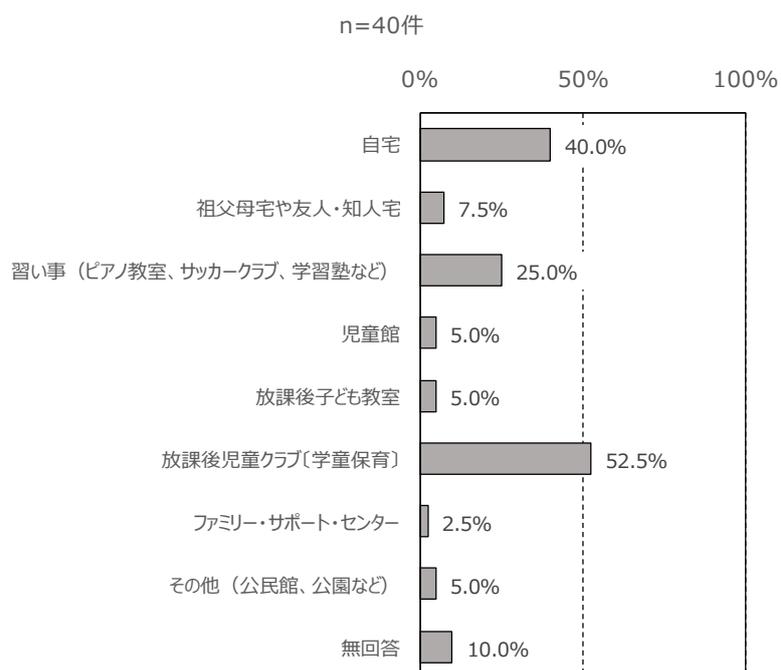
⑥不定期の教育・保育事業の利用意向



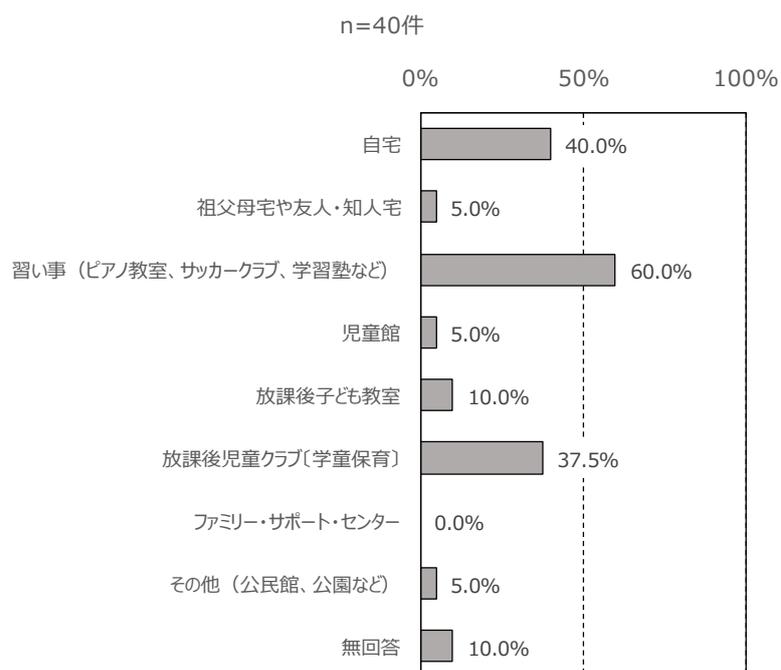
不定期の教育・保育事業の利用意向みると、「利用したい」が78.6%となっています。

⑦小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

【小学校低学年】



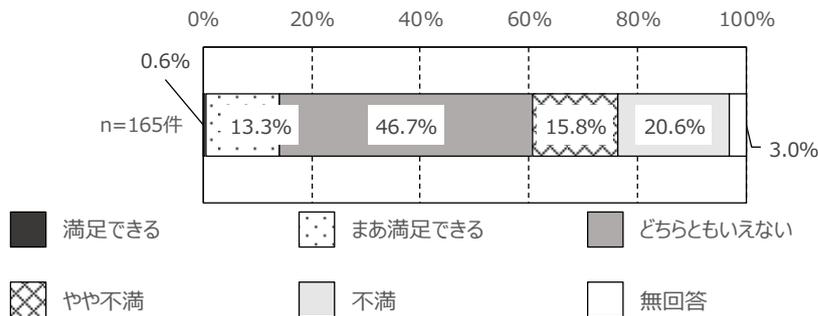
【小学校高学年】



5歳以上の子どもの小学生になってからの放課後の過ごし方の希望をみると、小学校低学年では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」への回答が52.5%となっていますが、小学校高学年では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」への回答は37.5%で、「習い事」への回答が60.0%を占めています。

⑧町の取り組みについて

■子ども・子育て支援の取り組みに対する総合的な満足度

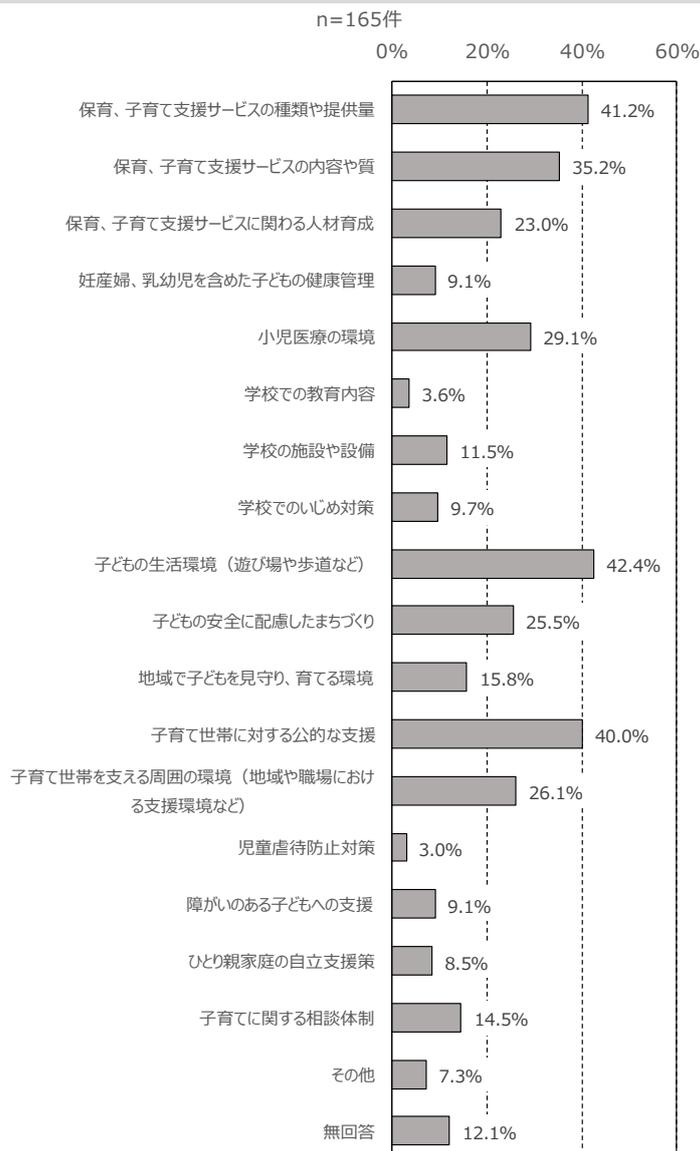


子ども・子育て支援の取り組みに対しては、「どちらともいえない」が46.7%となっています。

「まあ満足できる」(13.3%)と「満足できる」(0.6%)とあわせると、13.9%が満足できるという肯定的な評価をしています。

「やや不満」(15.8%)、「不満」(20.6%)をあわせた不満という否定的な評価は36.4%となっています。

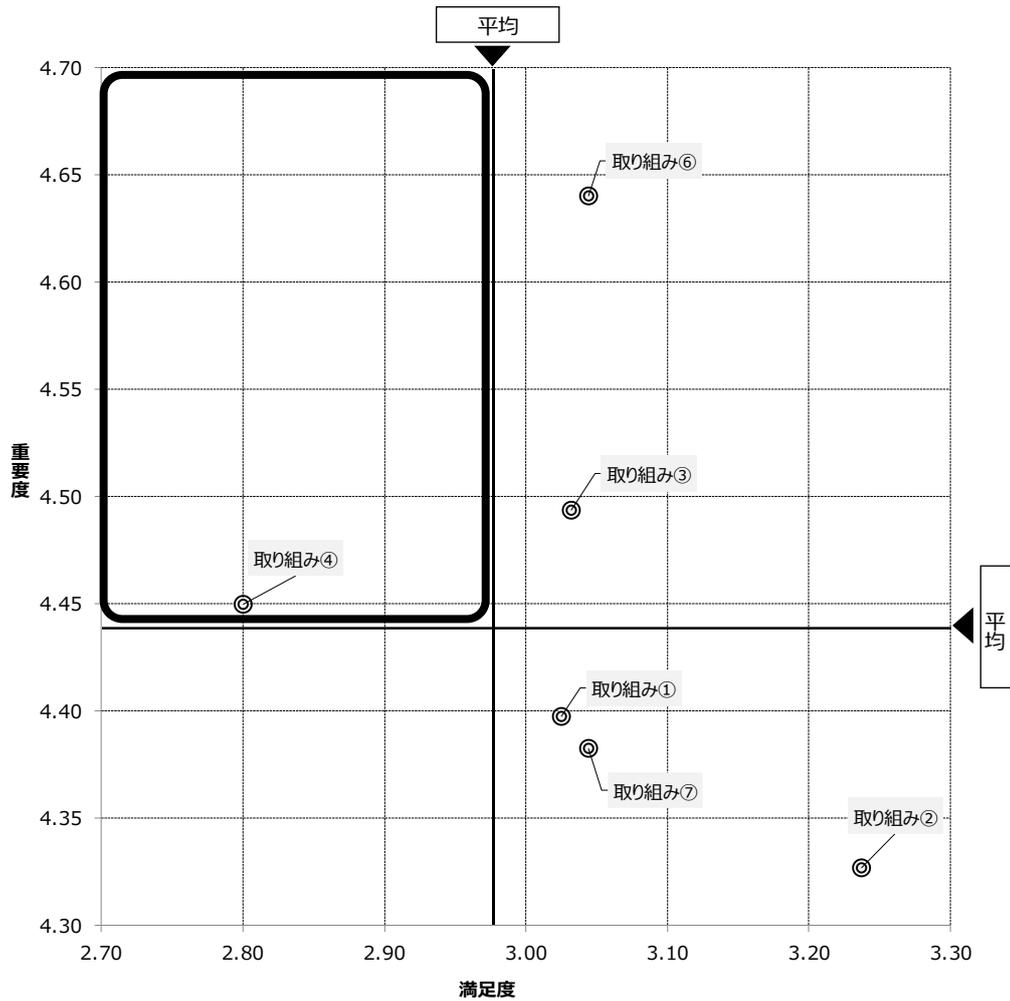
■子ども・子育て支援に関して不満に思うところ



子ども・子育て支援の取り組みに対して不満に思うことについて確認したところ、「子どもの生活環境（遊び場や歩道など）」(42.4%)、「保育、子育て支援サービスの種類や提供量」(41.2%)、「子育て世帯に対する公的な支援」(40.0%)などへの回答が4割を超えています。

■ 子ども・子育て支援に関する町の主な取り組みに対する満足度と重要度

【満足度と重要度の関係】



【①満足度】

満足 = 5 点、やや満足 = 4 点、どちらともいえない = 3 点、やや不満 = 2 点、不満 = 1 点

【②重要度】

重要 = 5 点、やや重要 = 4 点、どちらともいえない = 3 点、あまり重要ではない = 2 点、重要ではない = 1 点

○①満足度と②重要度について、各回答を上記のように得点化し、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

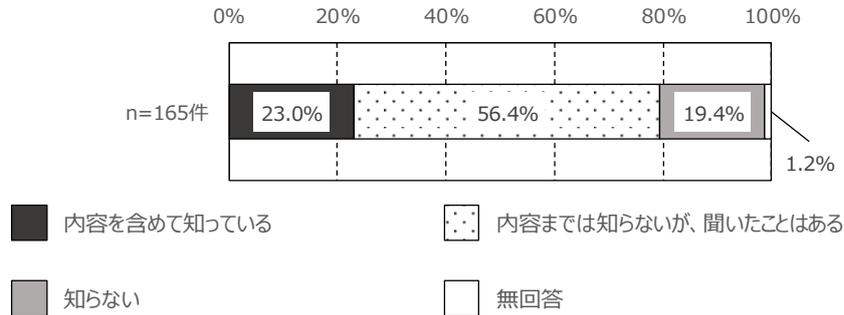
子ども・子育て支援に関する町の主な取り組みについて満足度と重要度を整理すると、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い課題領域に該当するものは、以下の通りとなっています。

④子育てを支援する生活環境の整備

課題領域に該当する取り組みについては最優先で改善を図り、満足度を高めていくことが必要だと考えられます。

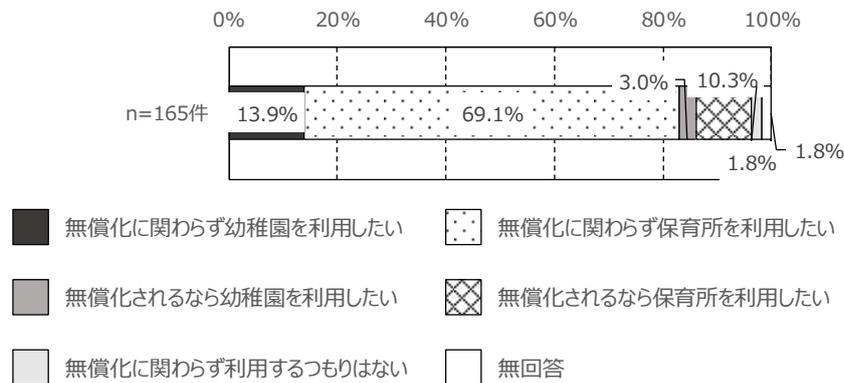
⑨ 幼児教育のあり方について

■ 幼児教育・保育の無償化の認知状況



幼児教育・保育の無償化については、56.4%が「内容までは知らないが、聞いたことはある」としており、「内容を含めて知っている」（23.0%）とあわせると、79.4%が無償化について認知しています。

■ 幼児教育・保育の無償化が実施された場合の教育・保育事業の利用意向



幼児教育・保育の無償化が実施された場合の教育・保育事業の利用意向は、69.1%が「無償化に関わらず保育所を利用したい」としています。

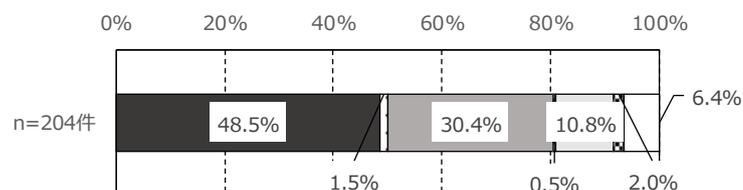
また、13.9%は「無償化に関わらず幼稚園を利用したい」としており、無償化に関わらず、幼稚園や保育所を利用したいとする回答者が多くなっています。

「無償化されるなら保育所を利用したい」という回答は 10.3%となっています。

(3) 小学生調査結果のポイント

①保護者の就労状況

【母親】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

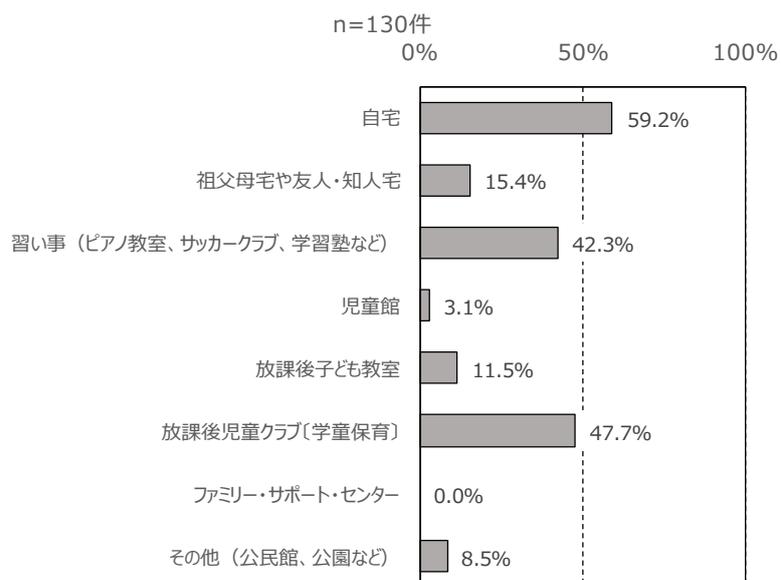
【父親】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

母親の 48.5%、父親の 71.1%は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」として
います。また母親では 30.4%が「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と
しています。

②放課後の過ごし方の希望



小学生の放課後の過ごし方の希望をみると、回答があった中では、「自宅」が59.2%と約6割を占めています。「放課後児童クラブ〔学童保育〕」への回答は47.7%となっています。

<属性別にみた回答傾向>

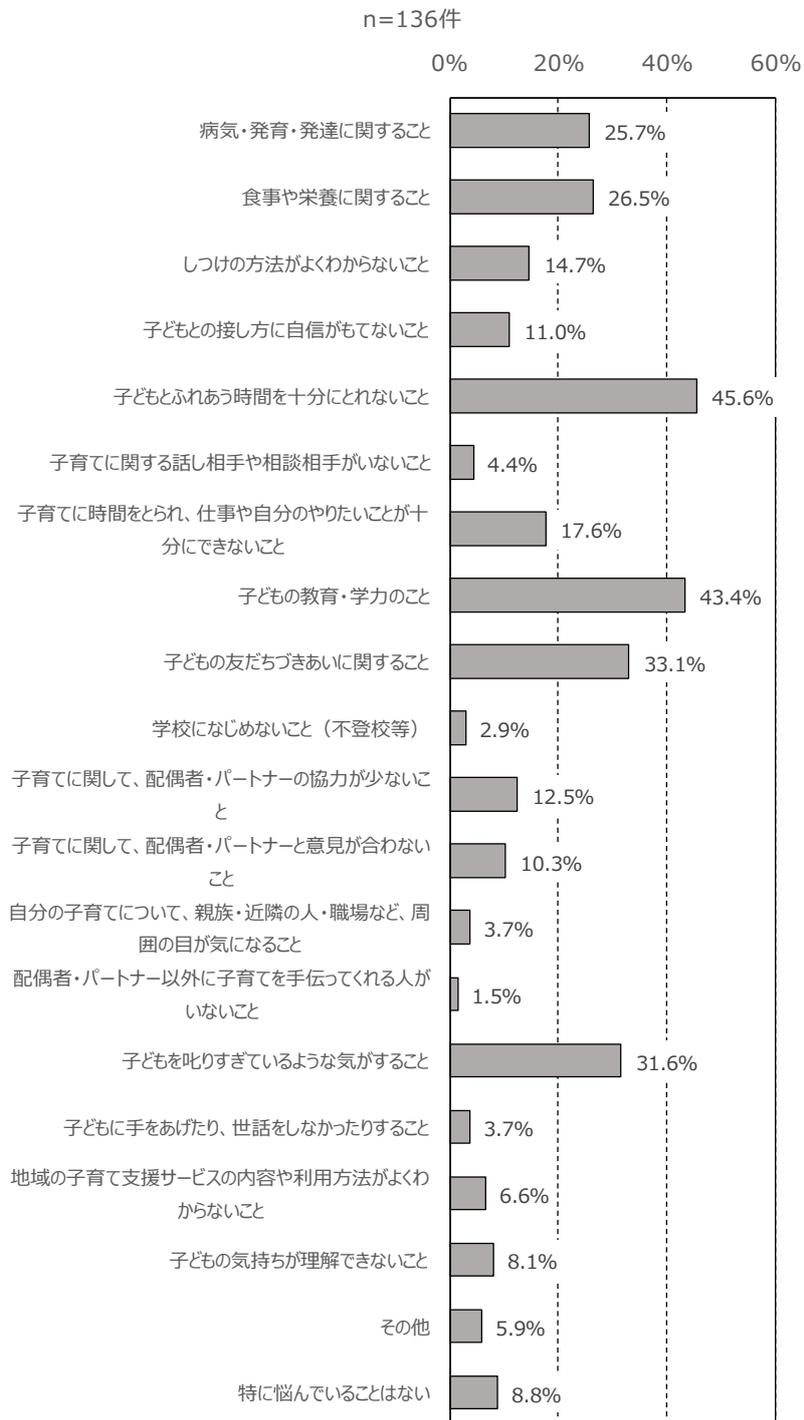
| | | n | 自宅 | 祖父母宅や友人・知人宅 | 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など) | 児童館 | 放課後子ども教室 | 放課後児童クラブ〔学童保育〕 | ファミリー・サポート・センター | その他 (公民館、公園など) |
|--------|-----|------|-----|-------------|---------------------------|-----|----------|----------------|-----------------|----------------|
| 全体 | | 130件 | 77件 | 20件 | 55件 | 4件 | 15件 | 62件 | 0件 | 11件 |
| 子どもの学年 | 1年生 | 34件 | 18件 | 8件 | 15件 | 0件 | 1件 | 15件 | 0件 | 2件 |
| | | 32件 | 14件 | 5件 | 11件 | 3件 | 6件 | 17件 | 0件 | 3件 |
| | 2年生 | 16件 | 8件 | 3件 | 5件 | 0件 | 3件 | 10件 | 0件 | 3件 |
| | | 20件 | 14件 | 2件 | 7件 | 1件 | 4件 | 11件 | 0件 | 2件 |
| | 3年生 | 11件 | 8件 | 1件 | 6件 | 0件 | 1件 | 4件 | 0件 | 1件 |
| | | 16件 | 14件 | 0件 | 10件 | 0件 | 0件 | 5件 | 0件 | 0件 |
| | 4年生 | 11件 | 8件 | 1件 | 6件 | 0件 | 1件 | 4件 | 0件 | 1件 |
| | | 11件 | 8件 | 1件 | 6件 | 0件 | 1件 | 4件 | 0件 | 1件 |
| | 5年生 | 11件 | 8件 | 1件 | 6件 | 0件 | 1件 | 4件 | 0件 | 1件 |
| | | 16件 | 14件 | 0件 | 10件 | 0件 | 0件 | 5件 | 0件 | 0件 |
| | 6年生 | 11件 | 8件 | 1件 | 6件 | 0件 | 1件 | 4件 | 0件 | 1件 |
| | | 11件 | 8件 | 1件 | 6件 | 0件 | 1件 | 4件 | 0件 | 1件 |

子どもの学年別にみると、回答があった中では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の利用意向は3年生が62.5%でもっとも割合が高く、以降、学年が上がるほど利用意向は低くなっています。

5年生、6年生では「自宅」や「習い事」への回答の割合が高くなっています。

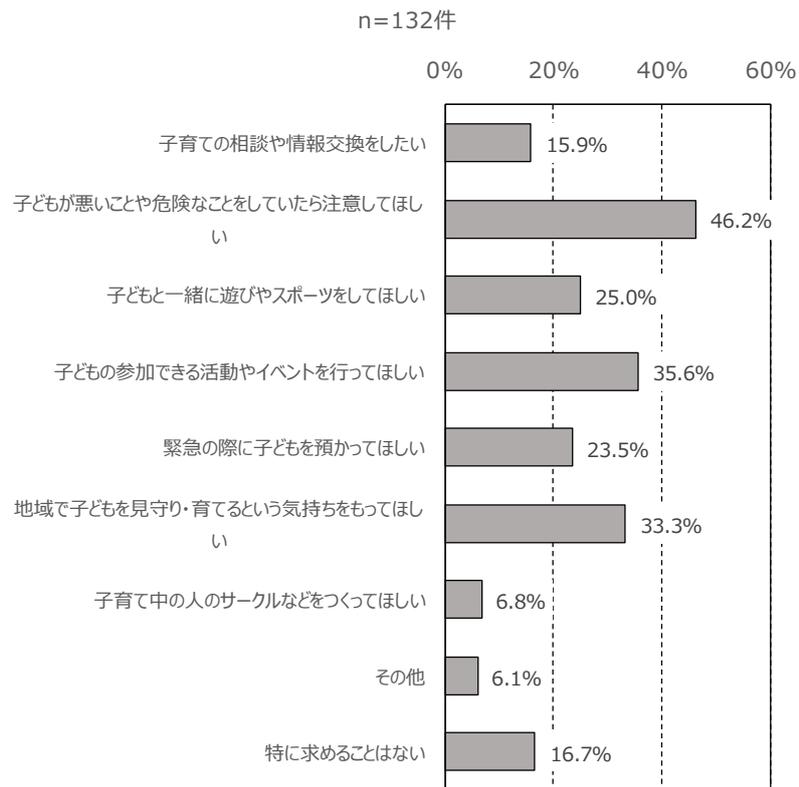
③子育てに関する意識

■子育てに関する悩み



子育てに関して日常悩んでいること、または、気になることとしては、回答があった中では「子どもとふれあう時間を十分にとれないこと」（45.6%）、「子どもの教育・学力のこと」（43.4%）などへの回答が多くなっています。

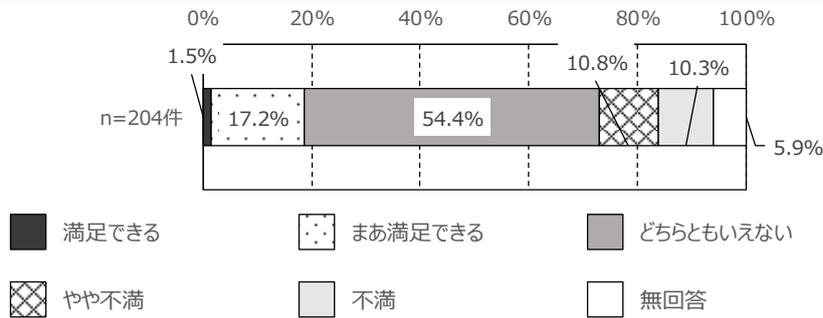
■子育てにおいて、地域に期待すること



子育てにおいて地域に求めることとしては、回答があった中では「子どもが悪いことや危険なことをしていたら注意してほしい」が46.2%でもっとも多くなっています。

④町の取り組みについて

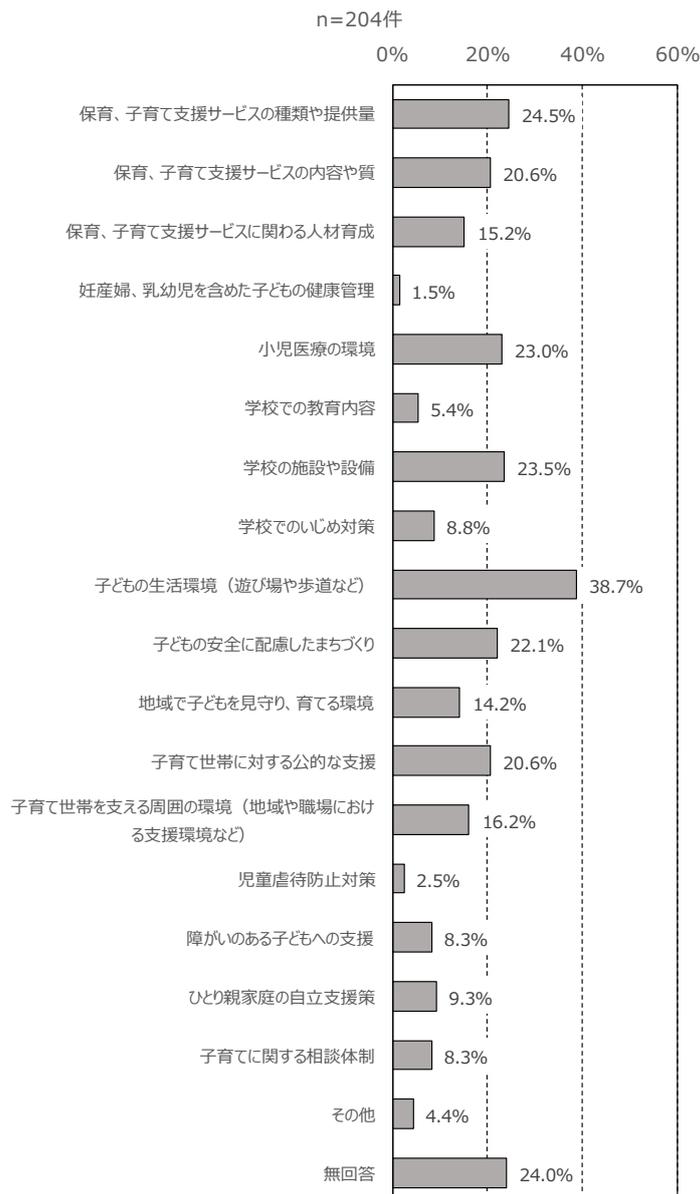
■子ども・子育て支援の取り組みに対する総合的な満足度



子ども・子育て支援の取り組みに対して回答があった中では、「どちらともいえない」が54.4%と半数以上を占めています。

17.2%は「まあ満足できる」としており、「満足できる」（1.5%）とあわせると、18.6%が満足できるという肯定的な評価をしています。「やや不満」（10.8%）、「不満」（10.3%）をあわせた不満という否定的な評価は21.1%となっており、否定的な評価が肯定的な評価をやや上回っています。

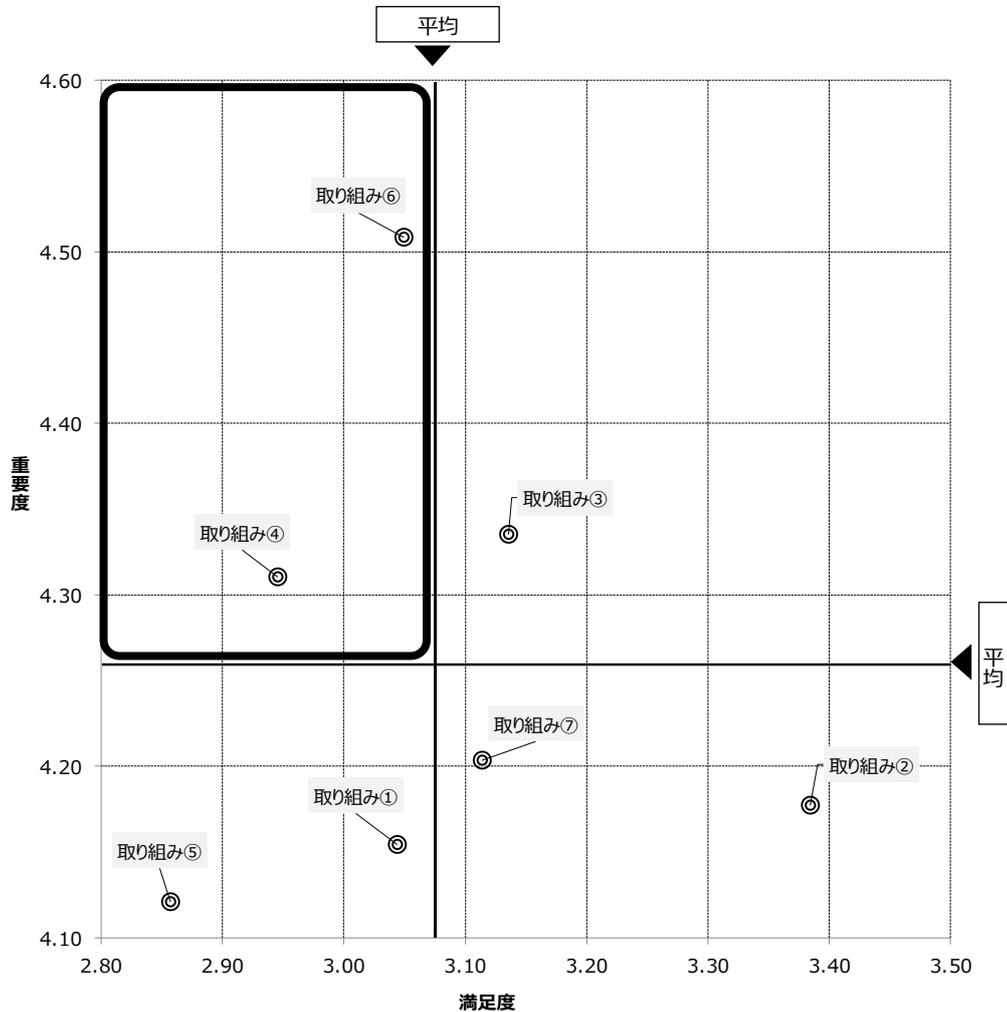
■今後の子育て支援に期待すること



子ども・子育て支援の取り組みに対して不満に思うことについて確認したところ、「子どもの生活環境（遊び場や歩道など）」（38.7%）への回答が多くなっています。

■ 子ども・子育て支援に関する町の主な取り組みに対する満足度と重要度

【満足度と重要度の関係】



【①満足度】

満足 = 5 点、やや満足 = 4 点、どちらともいえない = 3 点、やや不満 = 2 点、不満 = 1 点

【②重要度】

重要 = 5 点、やや重要 = 4 点、どちらともいえない = 3 点、あまり重要ではない = 2 点、重要ではない = 1 点

○①満足度と②重要度について、各回答を上記のように得点化し、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

子ども・子育て支援に関する町の主な取り組みについて満足度と重要度を整理すると、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い課題領域に該当するものは、以下の通りとなっています。

- ④子育てを支援する生活環境の整備
- ⑥子どもの安全の確保

課題領域に該当する取り組みについては最優先で改善を図り、満足度を高めていくことが必要だと考えられます。

第3章 計画の方向性

第3章 計画の方向性

1. 計画の基本理念

(1) 基本理念

「子ども・子育て支援制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

<国の基本指針において掲げられた計画のポイント>

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、五城目町としての取り組みの方向性をわかりやすく示すものとして、第1期計画を継承し、本計画における基本理念を以下のように設定します。

すべての子どもの幸せの実現に向けて、
地域のすべての人ができることを行い、
子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく
まちづくりを推進していきます

(2) 基本目標

「子ども・子育て支援制度」においては、以下の点を推進していくものとされています。

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
地域の子ども・子育て支援の充実

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されていることから、第1期計画の内容を継承しつつ、「子ども・子育て支援新制度」において取り組むべき内容を踏まえるとともに、次世代育成支援行動計画として取り組んできた子どもや子育て家庭に対する取り組みを内包したひとつの計画として推進していきます。

そのため、計画の柱（基本目標）については、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画とそれ以外の子ども・子育て支援に関わる取り組みの内容をわかりやすくひとつの体系に整理して着実な推進を図ります。

- 基本目標 1 : 子ども・子育て支援事業の推進**
- 基本目標 2 : 子どもの心身の健やかな成長の支援**
- 基本目標 3 : 子育て家庭をサポートする環境の整備**
- 基本目標 4 : 地域の子育て力を強化する施策の充実**
- 基本目標 5 : 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保**
- 基本目標 6 : 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実**

2. 計画推進の考え方

(1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

「子ども・子育て支援制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒にあって取り組んでいきます。

<教育・保育提供区域について>

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全町を一地区として教育・保育提供区域に設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

<教育・保育の一体的提供の推進>

小学校就学前の町の子どもに対する、より質の高い教育と保育並びに地域の子育て中の未就園児を持つ保護者に対する子育て支援等を総合的に提供することを目的に、平成 26 年 4 月 1 日より幼保連携型認定こども園もりやまこども園が開設されています。

多様化する利用者のニーズに対応するよう、保育所保育を必要とする子ども幼稚園教育を希望する子ども受け入れて、「教育と保育を一体的に行うこと」、「地域の未就園児及びその保護者が相互に交流できる場所を提供し、すべての子育て家庭を対象に、子育てに関する相談等に応じること」、「保護者の疾病その他の理由により、一時的に保育が必要な地域の子どもの保育を実施すること」などにおける機能の充実化を図り、より質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を推進します。

また、接続期の子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼・保・小の教職員等が互いの教育・保育の内容、つながりについて相互理解を深めるカリキュラム等の策定や職員研修を引き続き実施するとともに、学校教育との円滑な連携を推進していきます。

<産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保>

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

特に、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることから、育児休業期間満了時（原則として、児童が1歳に到達した時）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者に対して、希望した時から質の高い保育を利用できるよう環境整備を進めていきます。

<子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携>

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実などについては、県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

<職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携>

働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、県や町内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、労働局等と連携をとりつつ、実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

（2）次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するために、第1期計画ではそれまでの次世代育成支援行動計画の内容を継承し、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義について理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるための各種の施策に取り組んできました。

子ども・子育て支援法の制定に伴い、次世代育成支援対策の中核である保育サービスや子育て支援事業等については子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画において、取り組みを推進していくこととなりましたが、次代の社会を担う子どもたちが健全に育成される地域社会を構築していくためには、より総合的で多様な施策の推進が必要と考えられます。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取り組みを重点的に推進するための平成26年度までの時限法でしたが、法改正に伴い、法律の有効期限が10年間延長（令和7年3月31日まで）され、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策に継続して取り組むことが可能となっています。

そこで、本町においては、子ども・子育て支援に関わる取り組みを総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策を引き続き一体的に推進していきます。

3. 施策の体系

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます

基本目標 1 : 子ども・子育て支援事業の推進

- 1-1 : 教育・保育事業の推進
- 1-2 : 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 1-3 : その他の教育・保育事業の推進

基本目標 2 : 子どもの心身の健やかな成長の支援

- 2-1 : 心と体の健全育成の推進
- 2-2 : 子どもの育ちを支援する教育の充実
- 2-3 : 母子の健康づくりの推進
- 2-4 : 食育の推進

基本目標 3 : 子育て家庭をサポートする環境の整備

- 3-1 : 家庭の子育て力の強化
- 3-2 : 情報提供、相談支援の充実
- 3-3 : 仕事と生活の調和の促進

基本目標 4 : 地域の子育て力を強化する施策の充実

- 4-1 : 地域の子育て力の強化
- 4-2 : 世代間交流の推進
- 4-3 : 次代の親の育成

基本目標 5 : 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

- 5-1 : 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備
- 5-2 : 子どもと子育て家庭の安全の確保
- 5-3 : 交通安全の推進

基本目標 6 : 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

- 6-1 : 障害児支援
- 6-2 : ひとり親家庭支援
- 6-3 : 要保護児童対策

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1：子ども・子育て支援事業の推進

1-1：教育・保育事業の推進

(1) 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

① 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

【事業概要】

幼保連携認定こども園もりやまこども園を核として、教育・保育内容の充実に努め、大川分園とともに需要に応じた定員の見直しを実施、また、より一層の保育の充実を図っていきます。

【取り組みの方向】

保育教諭の確保と保護者のニーズにあった保育を提供するための体制整備を今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

1-2：地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 通所系事業

① 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日の利用時間外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

もりやまこども園で30分の延長を実施しています。

【取り組みの方向】

今後の需要、動向、要望等により、延長時間の設定が30分がいいのか、今後、拡充について検討を行います。

【担当課／関係課】

健康福祉課

② 休日保育事業

【事業概要】

日曜・祝日に保育を実施する事業ですが、当面実施の予定はありません。

【取り組みの方向】

今後の需要の動向を見極め、実施の有無の検討を行います。

【担当課／関係課】

健康福祉課

③特定保育事業

【事業概要】

3歳未満児を対象とした、「週2・3日の利用」または「午前ないし午後だけの利用」の保育事業ですが、一時保育事業で対応可能であるため、当面実施の予定はありません。

【取り組みの方向】

今後の需要の動向を見極め、実施の有無の検討を行います。

【担当課／関係課】

健康福祉課

④一時保育事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

平成16年から実施している事業で、緊急的な保育サービスとして可能な限り対応しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

⑤ショートステイ・トワイライトステイ事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業、夜間養護等事業：トワイライトステイ事業）

現在のところ平成30年度からショートステイ事業は実施しましたが、他については需要は認められず、実施は困難であるため、当面実施の予定はありません。

【取り組みの方向】

今後の需要の動向を見極め、実施の有無の検討を行います。

【担当課／関係課】

健康福祉課

⑥夜間保育事業

【事業概要】

開所時間が午後 10 時までで、前後 7 時間の延長保育ができる「夜間保育所」で行う事業ですが、現在のところ需要が認められないため、当面実施の予定はありません。

【取り組みの方向】

今後の需要の動向を見極め、実施の有無の検討を行います。

【担当課／関係課】

健康福祉課

⑦病児・病後児保育事業

【事業概要】

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病気の子ども及び病気からの回復期にある子どもの保育を行う事業ですが、当面実施の予定はありません。

【取り組みの方向】

今後の需要の動向を見極め、実施の有無の検討を行います。

【担当課／関係課】

健康福祉課

⑧放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

日中、就労等により保護者が不在の児童を対象に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成指導するために開設しているものです。

五城目小学校低学年の児童を対象とした「すずむしクラブ」で実施している事業で、定員 40 名で実施しています。

【取り組みの方向】

保育環境の充実と安全管理の徹底を目指すとともに遊びや生活を通し、子どもの健全な育成を図ります。

対象児童を高学年まで拡大し、開所時間の延長についても検討していきます。

また、小学校改築移転に伴う学童棟の整備とあわせ、放課後児童クラブが放課後子ども教室と一体的に実施できるように検討を行います。

【担当課／関係課】

学校教育課

(2) 訪問系事業

①乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

乳児の家庭を訪問し、保護者の不安や悩みを機器相談に応じます。

【取り組みの方向】

在宅助産師による訪問が可能であることを周知し、今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

(3) 相談支援

①地域子育て支援センター事業

【事業概要】

就学前の子ども・子育て中の保護者が相互の交流を行うための場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域の拠点としてもりやま子ども園に委託し、年間通じて子育て相談等を実施しています。年間延べ1,200人程度の利用があります。また、センターを離れ、朝市ふれあい館にて、「こどもフェス」を平成30年度より年1回実施しているほか、不要になった育児用品のレンタルやおさがりの提供も実施しています。

【取り組みの方向】

企画事業「わんぱーく」をさらに充実し、地域の子育て支援拠点「こどもの木」としてすべての子育て家庭に対する育児支援を行います。

また、周知の方法を工夫し、利用促進を図り、地域の子育て関係機関と連携を図り、町の子育て基盤の構築に努めます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

②「こどもの木」による相談・助言

【事業概要】

子育て支援センター「こどもの木」による保育教諭、看護師、栄養士、保健師、他外部相談員に依頼し各専門的な観点より利用者の相談・助言を実施します。

地域子育て支援センターでの情報提供（おたより 1回／月発行、町内全戸配布2回／年）や、町広報やホームページ等を利用した子育て支援情報の提供を実施しています。また、必要に応じて窓口相談も行っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き、事業を周知し、きめ細やかな支援をしていきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

(4) その他の事業

①ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との子育てをお互いに助け合う総合援助組織の事業です。

現状での実施は困難であり、当面実施の予定はありません。

【取り組みの方向】

今後の需要の動向を見極め、実施の有無の検討を行います。

【担当課／関係課】

健康福祉課

②妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中、適宜必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦一般健診及び妊婦歯科健診を実施しており、健やかな妊娠・出産のための指導を心掛けています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き、健やかな妊娠・出産のため医療機関と連携し、健康診査を実施していきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

1-3 : その他の教育・保育事業の推進

(1) 保育の質の向上

① 保育園の改修

【事業概要】

老朽化による施設の維持管理が課題となっており、保育のニーズに応じて継続して取り組んでいきますが、状況を踏まえて柔軟な対応を図ります。

令和元年度には大川分園の耐震補強工事を実施しました。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

② 保育サービス評価など保育サービスの質を担保する仕組みの導入・実施

【事業概要】

定期的な利用者への満足度調査の実施及び保育教諭の資質向上のため、研修・研究機関への積極的な参加に努めます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

基本目標 2：子どもの心身の健やかな成長の支援

2-1：心と体の健全育成の推進

①児童の健全育成

【事業概要】

児童健全育成の広報啓発活動を積極的に推進します。継続して推進しており、必要に応じて情報提供を行っています。

【取り組みの方向】

関係機関と連携を図りながら、今後も継続して実施していきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

②思春期保健対策の充実

【事業概要】

性や性感染症予防に対する情報提供に努めるとともに、学校養護教諭との連携や相談機関の紹介を推進します。

保健の専門機関と連携して情報を発信するとともに、地元民生委員などと連携して情報交換を行っています。

年間計画に基づき、授業での指導や健康相談及び個別保健指導を行っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

【担当課／関係課】

学校教育課

③スポーツ少年団活動の推進

【事業概要】

スポーツ少年団の総合スポーツへの取り組みを推進するとともに、町内スポーツ少年団の相互交流の実施に努めます。

また、地域指導者によるスポーツ少年団の指導を推進します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

【担当課／関係課】

生涯学習課

2-2：子どもの育ちを支援する教育の充実

①「わらしべ塾」の推進

【事業概要】

放課後子ども教室「わらしべ塾」の推進に努めます。

子どもたちの居場所づくりとして町内の指導員が様々なカリキュラムを提供しています。また、小学校、地区公民館等の関係機関と連携を図っています。

【取り組みの方向】

子どもたちのニーズを把握し、魅力ある活動となるように工夫を行い、地域の人材や資源を活用し、今後も継続して実施していきます。

【担当課／関係課】

生涯学習課

②体験教室等の推進

【事業概要】

「秋田県環境と文化のむら」の自然観察会や体験教室等の積極的な利用を推進します。

秋田県自然保護課や専門ボランティアと連携して実施しています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

生涯学習課

③ブックスタート事業

【事業概要】

平成28年度から開始された事業で、乳幼児を対象者とし、絵本の読み聞かせを実施して絵本をプレゼントしています。

【取り組みの方向】

子どもと保護者が本を開く楽しい体験を通し、絵本に興味を持つきっかけづくりをしています。

【担当課／関係課】

健康福祉課

2-3 : 母子の健康づくりの推進

(1) 健康管理の支援

① 母子健康手帳の交付・活用

【事業概要】

母子健康手帳の早期交付及び必要性の PR を実施するとともに、健やかな妊娠・出産のための指導を心掛け、母子健康手帳の活用方法の指導を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

② 低体重児に対する訪問指導体制の確立

【事業概要】

低体重児に対する訪問指導体制の確立に努めます。また関係機関と連携して、指導体制を整備しています。

保健師に加えて在宅助産師による訪問を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

③ 乳児（4、7、10 か月）健診

【事業概要】

乳児（4、7、10 か月）健診を実施するとともに、子育て相談とあわせて実施し、育児不安解消に努めています。

個別相談による育児不安の解消、関係職種と連携した疾病、障害等の早期発見を推進しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

④ 1歳6か月、3歳児健診

【事業概要】

1歳6か月、3歳児健診を実施するとともに、子育て相談とあわせて実施し、育児不安解消に努めています。

個別相談による育児不安の解消、関係職種と連携した疾病、障害等の早期発見、医療機関等との連携をしています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

⑤ 未受診者等対策の推進

【事業概要】

健診未受診者や予防接種未接種者に対し、通知や電話で健診や予防接種の必要性について指導しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

⑥ 歯科健診（1歳6か月、2歳、3歳）

【事業概要】

歯科健診（1歳6か月、2歳、3歳）を歯科衛生士と連携して実施しています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き、歯科医、歯科衛生士と連携し、歯、口腔内の健康増進を推進していきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

⑦ むし歯予防の啓発

【事業概要】

3歳児歯科健診において、むし歯のない子どもにむし歯ゼロ賞を贈呈しています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き、歯科医、歯科衛生士と連携し、歯、口腔内の健康増進を推進していきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

⑧フッ化物洗口事業

【事業概要】

5歳児を対象にもりやまこども園で週5回、洗口液でぶくぶくうがいを行っています。また、小学校、中学校では週1回行っています。

【取り組みの方向】

歯科医師や園スタッフ・教職員と連携し、安全な環境のもと継続実施することにより、むし歯予防を目指します。

【担当課／関係課】

健康福祉課／学校教育課

⑨予防接種の啓発

【事業概要】

町広報紙などで予防接種についてのPRを実施し、予防接種の周知に努めています。

また、乳幼児健診等の機会や母子手帳アプリ、広報、ホームページを利用し予防接種の重要性について周知しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

⑩母子手帳アプリ 母子モ ごっこナビ事業

【事業概要】

平成31年度から開始している事業です。子育て世代が情報取得のツールとして使用するスマートフォンやタブレット等を活かし、乳幼児健康診査、予防接種等の子育て関連情報をタイムリーに発信します。また、紙の母子健康手帳と併用し、保護者が妊娠、出産、子どもの成長を記録できる機能を提供します。

【取り組みの方向】

妊婦・子育て世代に向けて、健康・子育てに関する情報を配信していきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

(2) 医療機関等との連携

①小児医療の充実

【事業概要】

広域的連携のもとに、小児医療の充実・確保のための対応方法を検討します。

医療機関と連携して小児医療の充実に努めています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

②疾病や障害を持つ子どもが地域で安心して生活できる体制の推進

【事業概要】

3歳児精密検査の実施による疾病や障害を持つ子どもの早期発見に努めるとともに、関係機関との連携による状況把握と継続支援、及び保健・医療・福祉の連携による各種サービスの情報提供に努めます。

障害福祉担当と連携し、早期発見時の対応について随時協議しています。また、関係機関と連携して情報提供に努めています。

健康診査等により疾病、障害を持つ子どもを早期発見し、多職種が連携し、必要な関係機関につながる事ができています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

(3) 妊産婦支援

①妊産婦に対するきめ細やかな指導

【事業概要】

妊産婦の支援のため、喫煙妊産婦に対する保健指導や妊産婦への適切な保健指導を実施します。
また、就労妊産婦の健康管理に対する指導を実施します。

健やかな妊娠・出産のための指導を心掛けるとともに、必要に応じて専門機関の紹介とそれに応じた指導を行っています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

②妊婦訪問指導

【事業概要】

医療機関と連携して実施していきます。今のところ医療機関で診察・治療・指導等を実施しています。
仕事等で訪問時間をとることが困難な妊婦への介入が必要と考えられます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

③不妊に対する健康相談

【事業概要】

不妊に対する健康相談の実施（こころとからだの相談室）及び不妊専門相談センターの紹介を行います。

健やかな妊娠・出産のための指導を心掛けています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き、事業を周知し、健康相談を実施していきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

2-4：食育の推進

①離乳食づくり教室

【事業概要】

離乳食づくり教室を開催するとともに、子育て相談とあわせて実施し、育児不安解消に努めています。
関係職種と連携して情報提供や指導を行い、離乳食の基本と進め方について学べる機会の充実に努めています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

②アレルギー除去食の提供

【事業概要】

もりやまこども園での行事や給食の中でアトピー等の症状に対する除去食の提供を実施します。
園の栄養士と連携して情報提供や指導を行うとともに、食物アレルギーのある子どもに安全な給食を提供するため、個別対応に努めています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

③食に関する情報提供

【事業概要】

乳幼児健診、健康相談での食に関する情報提供及び試食を実施します。
個別相談を通して情報提供や指導を行っています。また、個別相談により育児不安の解消に努めるとともに、望ましい食生活の定着を推進していきます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

④親子の食育教室

【事業概要】

平成 23 年度から開始している事業です。もりやまこども園や地域子育て支援センターで親子の食育教室を実施しています。食生活改善推進員と連携して情報提供や指導を行います。

親子での調理体験を通して、食事に関心を持つ子どもを増やすとともに、親子のコミュニケーションの充実を図っていきます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

⑤農業体験の実施

【事業概要】

平成 21 年度から開始している事業です。小学生や高校生を対象に野菜の播種や収穫等の農業体験を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き、体験を通して、食べ物の大切さや生産者への感謝の心を育みます。

【担当課／関係課】

農林振興課

⑥食文化の伝承

【事業概要】

平成 21 年度から開始している事業です。学校や親子、地域を対象とし、郷土料理「だまご鍋」の料理教室を実施しています。米消費拡大地域活動推進員と連携し、指導を行っています。

【取り組みの方向】

料理教室を通して、「だまご鍋」を積極的に次世代へ伝えていきます。

【担当課／関係課】

農林振興課

基本目標 3：子育て家庭をサポートする環境の整備

3-1：家庭の子育て力の強化

①健全な家庭づくりの推進

【事業概要】

健全な家庭づくりの推進に努めます。継続して推進し、必要に応じて情報提供を行っています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

②育児教室（親子ふれあい教室）

【事業概要】

状況に応じて、育児教室（親子ふれあい教室）を開催しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

③父親を対象とした子育て講座等の実施

【事業概要】

父親を対象とした子育て講座等を実施します。

【取り組みの方向】

状況に応じて実施していきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

④子育て支援クーポン券支給事業

【事業概要】

平成 31 年度から開始している事業です。妊婦タクシーの乗車料金、育児用おむつ・おしりふき・ミルクの購入に使用できるクーポン券（30,000 円分）を 2 回に分けて交付します。（1 回につき 15,000 円分）妊娠届出をした方に 1 回目のクーポン券、1 歳の誕生日を迎えた方に 2 回目のクーポン券を支給します。

【取り組みの方向】

クーポン券の交付を通し、子育てしやすい環境を提供していきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

⑤子育てファミリー支援事業

【事業概要】

平成 30 年度から開始している事業です。平成 30 年 4 月 2 日以降に第 3 子以降の子が生まれた世帯に対し、小学校就学前の子どもが一時保育を利用した場合、年間 15,000 円を上限に利用料を助成します。

【取り組みの方向】

一時保育の利用料助成を通して、安心して子どもを生き育てる環境づくりを進めていきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

3-2 : 情報提供、相談支援の充実

①育児相談

【事業概要】

育児に対する不安や悩みの相談しやすい体制を推進します。

健やかな妊娠・出産のための指導を心掛けています。

【取り組みの方向】

平成 28 年度から助産師による訪問を実施しており、取り組みについて周知を図りながら、今後も引き続き取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

②保育サービスに関する積極的な情報提供

【事業概要】

保育サービスに関する事業の情報提供を多様な手段により積極的に実施します。

【取り組みの方向】

特別支援保育については、引き続き実施してまいります。また、ネットワーク環境の整備を工夫して効果的な情報提供を行ってまいります。

【担当課／関係課】

健康福祉課

③子育てマップ、ガイドブック等の作成、配布

【事業概要】

子育てマップの作成、県や外郭団体等にて作成されたハンドブック・ガイドブックの積極的な配布を実施します。継続して推進し、必要に応じて情報提供を行ってまいります。

【取り組みの方向】

県や中央福祉事務所等とさらに連携を強めて取り組んでまいります。

【担当課／関係課】

健康福祉課

④広報「ごじょうめ」による子育て支援情報の提供

【事業概要】

「広報ごじょうめ」及び出会いから子育てまでの専用ホームページにより、子育てに関する意識の啓発を推進するとともに、保護者への子育て支援サービスに関する情報の提供・相談・助言及び利用のあっせんを実施します。継続して推進し、必要に応じて情報提供を行っています。

また、地域子育て支援センターでの情報提供や、必要に応じて窓口相談も実施しています。

【取り組みの方向】

提供する情報について、質もしくは量的に拡充を図ります。

【担当課／関係課】

健康福祉課／まちづくり課

3-3 : 仕事と生活の調和の促進

①多様な働き方の実現及び働き方の見直し等の啓発

【事業概要】

多様な働き方の実現及び働き方の見直し等の広報・啓発・情報提供等を推進するとともに、国・県との連携強化及び事業所等との協調・整合に努めます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課／学校教育課

②育児休業制度活用の推進

【事業概要】

育児休業制度活用の推進に努めます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

③企業への啓発

【事業概要】

時間休暇がとれる職場など企業の協力体制の改善に努めます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

④保育サービスの充実

【事業概要】

保育サービスや学童保育等の充実に努めます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課／学校教育課

⑤男女共同参画の推進

【事業概要】

男女共同参画の推進に努めます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

総務課

基本目標 4：地域の子育て力を強化する施策の充実

4-1：地域の子育て力の強化

①子育て支援サービス、保育サービスの情報ネットワーク構築

【事業概要】

子育て支援に係る人的ネットワークづくりを推進します。継続して推進し、必要に応じて情報提供を行っています。

様々な角度からネットワークを構築し、子育て意識の高揚や理解・関心を高めていきます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

②青少年のボランティア活動等の促進

【事業概要】

青少年のボランティア活動等の促進に努めます。継続して推進し、必要に応じて情報提供を行います。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

③地域における青少年育成活動の促進

【事業概要】

地域における青少年育成活動の促進に努めます。継続して推進し、必要に応じて情報提供を行います。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

④親の会・子どもの会の育成

【事業概要】

親の会・子どもの会の育成に努めます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課／生涯学習課

⑤子育てボランティアの活用

【事業概要】

子育てボランティアの積極的な活用を推進します。
各種行事に子育てボランティアを積極的に活用しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

⑥学校授業への地域人材の活用

【事業概要】

学校のニーズに応じ、地域全体で学習や行事等を支援し、子どもを育む環境を整備します。
学校支援コーディネーターを中心とした地域のボランティアによる学習支援や見守り活動を行っています。

【取り組みの方向】

学校運営協議会を核とした、学校・家庭・地域が連携・協力し、コーディネーターを中心とした地域住民の参画による一体的な教育支援活動を行います。

【担当課／関係課】

学校教育課

4-2：世代間交流の推進

①地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進

【事業概要】

地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進に向け、園児による老人福祉施設への訪問活動や、もりやまこども園各種行事への高齢者の招待などを行います。また、老人クラブとの交流や子育て支援や保育サービスへのシルバー人材センターの活用を推進します。

【取り組みの方向】

各種行事への高齢者の招待については、今後も継続して支援していきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

②地域行事への子どもたちの参加促進

【事業概要】

伝統芸能や地域の各種行事への子どもたちの積極的な参加を推進します。
地域の伝統芸能を次世代に残す工夫をしており、後継者育成に努めています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

生涯学習課

4-3 : 次代の親の育成

①ふれあい体験学習

【事業概要】

中高生を対象とした「ふれあい体験学習」を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

②高校生ボランティアの受け入れ推進

【事業概要】

園での高校生ボランティアの受け入れを推進します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

基本目標 5：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

5-1：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

①歩道のバリアフリー化

【事業概要】

道路維持管理の関係機関と連携して歩道のバリアフリー化を推進します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

建設課

②除排雪システムの確立

【事業概要】

きめ細かい除排雪システムの確立に努めます。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

建設課

③道路、公園、公的建物等におけるバリアフリー化

【事業概要】

道路、公園、公的建物等におけるバリアフリー化を推進します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

建設課／総務課

④公共施設等における子育て支援トイレの整備

【事業概要】

公共施設等における子育て支援トイレの整備を推進します。状況に応じて順次整備を進めています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

総務課

⑤図書类等自動販売機の一斉総点検

【事業概要】

図書类等自動販売機の一斉総点検を実施します。

【取り組みの方向】

図書类等自動販売機は町内には設置されていないため、事業規模は縮小してきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

5-2：子どもと子育て家庭の安全の確保

①乳幼児の事故防止の指導

【事業概要】

訪問時や各種検診時に、乳幼児事故防止についての指導・助言を行います。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

②公園等の安全管理の徹底

【事業概要】

毎年児童公園等遊具施設の点検を行い、必要に応じて修繕や撤去などを実施するなど、児童公園等遊具施設の安全管理の徹底に努めます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

③学校、もりやまこども園、公園等遊具の安全管理の徹底

【事業概要】

学校、もりやまこども園、公園等遊具の安全管理の徹底に努めます。

担当業務による維持管理を実施しています。大規模な修繕が必要であれば安全確保のために実施します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

学校教育課、健康福祉課、建設課

④通学路の安全確保

【事業概要】

各小学校の通学路の点検を実施し、安全の確保に努めます。

ボランティアに協力していただき、通学路などの安全確保に尽力いただいています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

建設課／学校教育課

⑤防犯協会等関係機関との連携

【事業概要】

防犯協会等関係機関との情報交換を推進します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

住民生活課

⑥防犯教室等の実施

【事業概要】

防犯教室等を五城目警察署との協力体制により実施します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

住民生活課

⑦被害に遭った子どもの保護の推進

【事業概要】

被害に遭った子どもの保護のため、園等による家庭訪問、相談事業、また子育て支援事業による各種相談を利用して子どもの保護に努めます。さらに県警や、やまびこ電話等、関係機関と連携した支援に努めます。

児童虐待防止に積極的に取り組み、未然防止に努めているほか、関係する指導にも力を入れています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

⑧防犯意識の啓発

【事業概要】

関係団体と定期的な事業を実施して、防犯意識の啓発、啓蒙を推進します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

住民生活課

5-3 : 交通安全の推進

①交通安全教育の推進

【事業概要】

交通安全教室等を五城目警察署との協力体制により実施し、事故の未然防止や交通教育の普及に努めています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

住民生活課

②交通安全システムの構築

【事業概要】

生活に密着した交通安全システムの構築を推進します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

住民生活課

③交通安全施設の整備

【事業概要】

交通安全施設の整備を推進します。

また、カーブミラーの設置や安全協会との連携、事故防止を未然に防ぐために地域との連携を図っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

住民生活課

④通学路への安全啓蒙看板の設置

【事業概要】

通学路への安全啓蒙看板を設置しています。危険箇所などに設置して啓発を行っています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

学校教育課

⑤交通安全街頭指導

【事業概要】

交通安全街頭指導を実施します。

ボランティアに協力していただき、通学路などの安全確保に尽力していただいています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

住民生活課

⑥チャイルドシート普及啓発活動

【事業概要】

警察や地域において、チャイルドシート普及啓発活動を実施しています。

【取り組みの方向】

対象となる世帯は減少し、チャイルドシート自体も普及してきているため、事業の規模については縮小していきます。

【担当課／関係課】

住民生活課

⑦チャイルドシート購入費補助金交付事業

【事業概要】

チャイルドシート購入費補助金交付事業を実施します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

基本目標6：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

6-1：障害児支援

①障害の早期発見

【事業概要】

3歳児精密検査の実施や、園による心身の発育・発達状況調査等により、障害のある子どもの早期発見に努めます。家庭環境などを総合的に判断しています。

巡回相談や各種検診、個別の相談に応じるなど早期発見に努めるほか、保護者等へ適切な配慮を行っています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

②教育相談、就学指導体制の充実

【事業概要】

障害児のための教育相談、就学指導体制の充実に努めます。

巡回相談や各種検診、個別の相談に応じるなど早期発見に努めるほか、保護者等へ適切な配慮を行っています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課／学校教育課

③特別支援教育

【事業概要】

障害児に対する教育の充実に努めます。

巡回相談や各種検診、個別の相談に応じるなど早期発見に努めるほか、保護者等へ適切な配慮を行っています。

【取り組みの方向】

学校と連携し、今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課／学校教育課

④障害児支援に向けた関係機関との連携

【事業概要】

障害児支援に向けて関係機関との連携による状況把握と継続支援に努めます。

巡回相談や各種検診、個別の相談に応じるなど早期発見に努めるほか、保護者等へ適切な配慮を行っています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

6-2：ひとり親家庭支援

①保育園への優先入園

【事業概要】

ひとり親家庭のお子さんの園への優先入園を実施します。家庭環境などを総合的に判断しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

②ひとり親家庭支援に向けた関係機関との連携

【事業概要】

ひとり親家庭の支援に向けて、県のひとり親家庭支援策との連携及び広報に努めます。家庭環境などを総合的に判断しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課

6-3 : 要保護児童対策

①児童虐待の早期発見

【事業概要】

こども園や学校と連携を図り、日常生活での早期発見に努めます。

児童虐待防止に積極的に取り組み、未然防止に努めているほか、関係する指導にも力を入れています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課／学校教育課

②児童虐待防止体制の構築

【事業概要】

子ども虐待に対する連絡体制の構築により未然防止の推進に努めます。

学校や主任児童委員と連携して防止に努めています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課／学校教育課

③子育て支援事業による各種相談の活用

【事業概要】

子育て支援事業による各種相談を利用して防止に努めます。

児童虐待防止に積極的に取り組み、未然防止に努めているほか、関係する指導にも力を入れています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

健康福祉課／学校教育課

④教育相談、就学指導体制の充実

【事業概要】

要保護児童のための教育相談、就学指導体制の充実に努めます。

児童虐待防止に積極的に取り組み、未然防止に努めているほか、関係する指導にも力を入れています。

学校と連絡を密にとりながら対応してきました。

【取り組みの方向】

学校や関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

学校教育課

⑤要保護児童支援のための関係機関の連携

【事業概要】

関係機関との連携強化による防止対策に努めます。

児童虐待防止に積極的に取り組み、未然防止に努めているほか、関係する指導にも力を入れています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

【担当課／関係課】

学校教育課

第5章

子ども・子育て支援事業の確保の方策

第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策

1. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策

(1) 本町で想定する教育・保育の量の見込み

| | | | 2020年度 令和2年度 | 2021年度 令和3年度 | 2022年度 令和4年度 | 2023年度 令和5年度 | 2024年度 令和6年度 |
|----|------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1号 | 3～5歳 | 教育 | 15人 | 13人 | 10人 | 8人 | 6人 |
| 2号 | 3～5歳 | 教育 | | | | | |
| | | 保育 | 98人 | 92人 | 91人 | 84人 | 83人 |
| 3号 | 0歳 | 保育 | 10人 | 10人 | 10人 | 10人 | 9人 |
| | 1・2歳 | 保育 | 52人 | 49人 | 46人 | 42人 | 39人 |

本町では、ニーズ調査（アンケート調査）での利用意向や、各事業のこれまでの利用実績や利用傾向を踏まえ、本計画期間における教育・保育の見込み量について、上記のように想定しました。

(2) 教育・保育の確保の方策

①教育利用に対する確保策

■ 1号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

| 1号 | 3～5歳 | 教育 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|------|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 見込み量 | | | 15人 | 13人 | 10人 | 8人 | 6人 |
| 確保策 | 特定教育・保育施設 | 提供量 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 |
| | | 箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

【提供体制確保の考え方】

令和元年10月に施行された幼児教育・保育の無償化政策により利用率は低くなると予想され、また同時に出生数は減少傾向にあるため、令和2年度より定員を60人から25人に改定し、現在1園ある認定こども園の入所定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

②保育利用に対する確保策

■ 2号認定（3～5歳）・保育利用に対する確保策

| 2号 | 3～5歳 | 保育 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|------|-----------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 見込み量 | | | 98人 | 92人 | 91人 | 84人 | 83人 |
| 確保策 | 特定教育・保育施設 | 提供量 | 98人 | 98人 | 98人 | 98人 | 98人 |
| | | 箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

【提供体制確保の考え方】

令和元年10月に施行された幼児教育・保育の無償化政策及び核家族化、共働き世代の増加により利用率は高まると予想されますが同時に出生数は減少傾向にあるため、現在1園ある認定こども園の入所定数を維持していくことで提供量を確保していきます。

■ 3号認定（0歳）・保育利用に対する確保策

| 3号 | 0歳 | 保育 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|------|-----------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 見込み量 | | | 10人 | 10人 | 10人 | 10人 | 9人 |
| 確保策 | 特定教育・保育施設 | 提供量 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| | | 箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

【提供体制確保の考え方】

核家族化、共働き世帯の増加により利用率は高まると予想されますが、同時に出生数は減少傾向にあるため、現在1園ある認定こども園の入所定数を維持していくことで提供量を確保していきます。

■ 3号認定（1・2歳）・保育利用に対する確保策

| 3号 | 1・2歳 | 保育 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|------|-----------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 見込み量 | | | 52人 | 49人 | 46人 | 42人 | 39人 |
| 確保策 | 特定教育・保育施設 | 提供量 | 57人 | 57人 | 57人 | 57人 | 57人 |
| | | 箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

【提供体制確保の考え方】

核家族化、共働き世帯の増加により利用率は高まると予想されますが、同時に出生数は減少傾向にあるため、現在1園ある認定こども園の入所定数を維持していくことで提供量を確保していきます。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策

①利用者支援事業

【提供体制確保の考え方】

本町においては現在のところ当該事業の実施は見込んでいません。

②地域子育て支援拠点事業

| | | 2020年度 令和2年度 | 2021年度 令和3年度 | 2022年度 令和4年度 | 2023年度 令和5年度 | 2024年度 令和6年度 |
|--|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 見込み量 | 412人日 | 395人日 | 354人日 | 321人日 | 284人日 |
| | 確保策(提供量) | 412人日 | 395人日 | 354人日 | 321人日 | 284人日 |
| | 箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

【提供体制確保の考え方】

子育て支援センターを拠点として就学前の子ども・子育て中の保護者の交流の場を提供していきます。

③妊産婦健康診査

| | | 2020年度 令和2年度 | 2021年度 令和3年度 | 2022年度 令和4年度 | 2023年度 令和5年度 | 2024年度 令和6年度 |
|--|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 見込み量 | 630人回 | 630人回 | 630人回 | 630人回 | 630人回 |
| | 確保策(提供量) | 630人回 | 630人回 | 630人回 | 630人回 | 630人回 |

【提供体制確保の考え方】

医療機関と連携し、妊婦の健康維持のために必要な健康診査を実施していきます。

④乳児家庭全戸訪問事業

| | | 2020年度 令和2年度 | 2021年度 令和3年度 | 2022年度 令和4年度 | 2023年度 令和5年度 | 2024年度 令和6年度 |
|--|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 見込み量 | 34人回 | 32人回 | 28人回 | 26人回 | 23人回 |
| | 確保策(提供量) | 35人回 | 35人回 | 35人回 | 35人回 | 35人回 |
| | 訪問スタッフ数 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 |

【提供体制確保の考え方】

保健師、助産師が全戸を訪問し、予防接種や心身状況の把握できる体制を整えていきます。

⑤養育支援訪問事業

【提供体制確保の考え方】

本町においては現在のところ当該事業の実施は見込んでいません。

⑥子育て短期支援事業

| | | 2020年度 令和2年度 | 2021年度 令和3年度 | 2022年度 令和4年度 | 2023年度 令和5年度 | 2024年度 令和6年度 |
|--|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 見込み量 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 |
| | 確保策（提供量） | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 |

【提供体制確保の考え方】

町内にこのサービスを提供している事業所がないため、秋田市の事業所に委託し、必要な提供量を確保していきます。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

【提供体制確保の考え方】

本町においては現在のところ当該事業の実施は見込んでいません。

⑧一時預かり事業

【提供体制確保の考え方】

本町においては現在のところ当該事業の実施は見込んでいません。

⑨延長保育事業

| | | 2020年度 令和2年度 | 2021年度 令和3年度 | 2022年度 令和4年度 | 2023年度 令和5年度 | 2024年度 令和6年度 |
|--|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 見込み量 | 455人日 | 396人日 | 347人日 | 297人日 | 258人日 |
| | 確保策（提供量） | 455人日 | 396人日 | 347人日 | 297人日 | 258人日 |
| | 箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

【提供体制確保の考え方】

認定こども園1園でサービスを提供していきます。

⑩病児・病後児保育事業

【提供体制確保の考え方】

本町においては現在のところ当該事業の実施は見込んでいません。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

| | | 2020年度 令和2年度 | 2021年度 令和3年度 | 2022年度 令和4年度 | 2023年度 令和5年度 | 2024年度 令和6年度 |
|-----|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 低学年 | 見込み量 | 99人 | 94人 | 89人 | 85人 | 75人 |
| | 確保策（提供量） | 99人 | 94人 | 89人 | 85人 | 75人 |
| 高学年 | 見込み量 | 50人 | 51人 | 54人 | 50人 | 48人 |
| | 確保策（提供量） | 50人 | 51人 | 54人 | 50人 | 48人 |
| 計 | 見込み量 | 149人 | 145人 | 143人 | 135人 | 123人 |
| | 確保策（提供量） | 149人 | 145人 | 143人 | 135人 | 123人 |
| | 箇所数 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |

【提供体制確保の考え方】

核家族化、共働き世帯の増加により利用率は高まると予想されますが、同時に対象児童数は減少傾向にあるため、現在の2か所での開催を継続していきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【提供体制確保の考え方】

当面実施の予定はありませんが、事業の実施について検討していきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【提供体制確保の考え方】

当面実施の予定はありませんが、事業の実施について検討していきます。

第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て会議の役割

- ①教育・保育施設や地域型保育事業に関する町の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ②町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
- ③町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

(2) 庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内プロジェクト会議を開催します。

■ 庁内横断的なプロジェクト会議による進行管理

(3) 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

五城目町がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(4) 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本町が活用している様々な媒体を通して、広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援制度についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

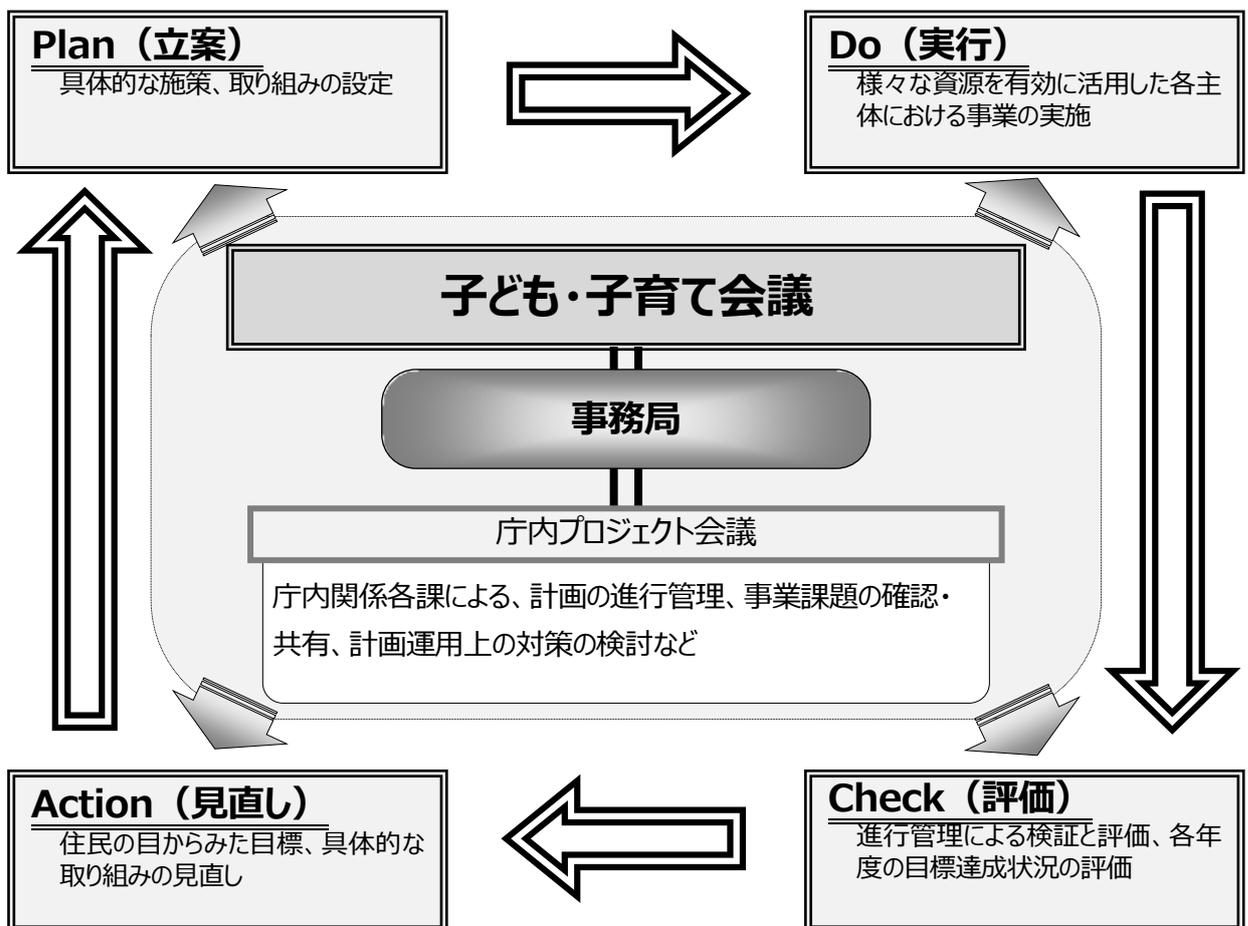
2. 進捗評価の仕組み

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、様々な施策を内包しています。

また、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内のプロジェクト会議において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などの整理を行い、プロジェクト会議における課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。



資料編

1. 五城目町子ども・子育て会議委員名簿

【任期】令和元年12月20日～令和3年12月19日

| No. | 所属等 | 氏名 | 摘要 |
|-----|-------------------------------------|--------|-----------|
| 1 | もりやまこども園保護者会会長 | 石井 勇気 | 第3条第2項(1) |
| 2 | もりやまこども園大川分園保護者会会長 | 嶋崎 由香 | 第3条第2項(1) |
| 3 | 五城目小学校PTA会長 | 大塚 正子 | 第3条第2項(1) |
| 4 | 五城目小学校校長 | 松野 紳一 | 第3条第2項(2) |
| 5 | もりやまこども園施設長(園長) (職務代理者 事務局長) | 鈴木 孝 | 第3条第2項(3) |
| 6 | もりやまこども園センター長 | 武埴 幸子 | 第3条第2項(3) |
| 7 | もりやまこども園副園長 | 渡部 真理子 | 第3条第2項(3) |
| 8 | もりやまこども園副園長 | 八柳 琢美 | 第3条第2項(3) |
| 9 | もりやまこども園大川分園長 | 八柳 恵子 | 第3条第2項(3) |
| 10 | 五城目町民生児童委員協議会会長 | 加藤 光儀 | 第3条第2項(4) |
| 11 | わらしべ塾運営委員会委員長 | 鈴木 典子 | 第3条第2項(4) |
| 12 | 秋田地域振興局福祉環境部企画福祉課 (秋田周辺地区協議会事務局) | 伊藤 誠 | 第3条第2項(5) |
| 13 | 生涯学習課課長補佐(家庭教育担当) | 越高 博美 | 第3条第2項(5) |
| 14 | 生涯学習課主査(放課後子ども教室担当) | 舘岡 香奈子 | 第3条第2項(5) |

2. 五城目町子ども・子育て会議事務局

[教育委員会学校教育課]

| No. | 役 職 | 氏 名 | 摘 要 |
|-----|--------|---------|-----|
| 1 | 課 長 | 澤 田 石 登 | |
| 2 | 主席課長補佐 | 齊 藤 正 和 | |
| 3 | 参 事 | 工 藤 ひとみ | |
| 4 | 主 査 | 工 藤 晴 樹 | |

[健康福祉課]

| No. | 所 属 等 | 氏 名 | 摘 要 |
|-----|--------|---------|-----|
| 1 | 課 長 | 渡 部 公 咲 | |
| 2 | 主席課長補佐 | 猿 田 広 秋 | |
| 3 | 課長補佐 | 佐 藤 富貴子 | |
| 4 | 係 長 | 藤 田 由 美 | |
| 5 | 主 事 | 山 端 みのり | |

五城目町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

| | |
|----|--|
| 編集 | 五城目町 〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目1-1 TEL：018-852-5100（代表） |
|----|--|